

離党規制とケニアの複数政党制 -- 変質する権威主義体制下の弾圧装置 (特集 「民主化」とアフリカ諸国)

著者	津田 みわ
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	46
号	11/12
ページ	39-70
発行年	2005-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/351

離党規制とケニアの複数政党制

変質する権威主義体制下の弾圧装置

津 田 み わ

はじめに
離党の政治学
ケニアにおける離党規制
離党規制と複数政党制
おわりに

はじめに

2002年12月、ケニアにとっては1991年の複数政党制復帰から3度目となる総選挙が行われ、独立以来の与党であったケニア・アフリカ人全国同盟 (Kenya African National Union, KANU) が、はじめて野党に転落する事態となった。新たに与党となったのは、主要3野党の選挙協力組織だったケニア全国連合 (National Alliance of Kenya, NAK) と、KANU 離党組 (いわゆるレインボー [Rainbow]) の2つの組織を中心に大小10以上の政党を糾合した巨大アンブレラ組織、全国虹の連合 (National Rainbow Coalition, NARC。2002年10月結成) である^(注1)。大統領選挙でも、NARC 公認を受けた M. キバキ (Mwai Kibaki)^(注2) が、KANU 公認候補 (前大統領 D. モイ [Daniel arap Moi] の後継指名を受けて立候補していた) を退けて大勝し、ケニアでは、25年間続いていたモイ-KANU 政権からキバキ-NARC 政権への政権交代が発生したのだった^(注3)。NARC に KANU 離党組が加わったことを勸察

すれば、この政権交代の意味は幾分割り引いて理解される必要がある。とはいえ、この政権交代は、1991年の複数政党制導入後に続いてきた KANU 一党優位体制^(注4) に終止符を打ったものとして評価される。

アフリカ諸国の「民主化」^(注5) について、質の議論を積み重ねてきた代表的論客のひとりであるオッタウェイは、ある程度の政治的自由化、報道の自由の存在、人権状況の改善、競争の導入 があるとはいえ、単に民主主義と呼ぶことは難しい、として1990年代にいわゆる「民主化」の波を経験した多くのアフリカ諸国の政治体制を「準権威主義体制 (semi-authoritarianism)」と呼んで、それらを民主主義体制と考えることに対して一定の留保を付ける見方をとった [Ottaway 2003]。そこで、留保を付けるにあたっての最大の指標のひとつが、政権交代の可能性を下げた法制度が意図的に導入されていることであった。

ひるがえってケニアを見れば、たしかに複数政党制移行後の10年間の体制においては、政権交代の可能性を減じるような様々な野党弾圧装置が張り巡らされており、まさにオッタウェイのいう準権威主義体制の枠組みに合致していた。しかし、包括的な制度改革が実施され (1997年末。後述する)、複数政党制移行後の3回目の総

選挙にして政権の交代をみたケニアの体制は、そうした留保が指定する範囲から明らかに外れ始めている。憲法の規定に沿って、定期的に、ある程度自由で公正な競争の選挙の実施と選挙結果の合法的受け入れがあり、政権交代も起こる国。これが現在のケニアである。ケニア政治を分析してきた代表的論客の間で、民主化における移行、定着を扱う問題設定が早々に影をひそめ、民主化の定着を前提とした選挙結果の分析や、パトロン・クライアント関係の変容に着目した分析などが中心的テーマとされてきたことにも、それは示されている [Kanyinga 2000; Throup and Hornsby 1998]

とはいえ、複数政党制への移行、KANU 一党優位体制の打破、という2つの大きな課題を乗り越えたケニアではあるが、これによってすべての問題が解決されたわけではない。ポスト KANU 一党優位体制のケニアで生じているのは、NARC の内部分裂という新たな事態である。現状では、内閣の結束の乱れ、NARC 内での NAK と LDP (注1を参照) の2勢力への事実上の分裂、加えて NAK 内部での足並みの乱れが深刻化しており (NARC の事実上の分裂については、第 3 節で詳述する)、この結果、NARC がその公約に掲げ選挙民の期待を集めた貧困解消、雇用促進、権力分散のための新憲法制定、汚職撲滅などほとんどの取り組みが事実上頓挫し、その打開の見通しすら立っていない。これは、「民主化」の帰結としてもたらされた新たな政治的困難といってよい。

だが、このような内部分裂にも拘わらず、NARC から議員が大量に離脱するような事態は、本稿執筆時点の2005年6月までの段階で皆無であるし、そもそも1名の党籍離脱者も出て

いない。すなわち、キバキ-NARC という政権の枠組みは、NARC の事実上の分裂にもかかわらず変わっていないのである。

深刻な内部分裂にも拘わらずキバキ-NARC 政権が続く現状に深い関連を持つ制度的背景として、本稿では、国政選挙への立候補者に政党の公認を義務づけたり、選挙後の離党を規制する、離党規制の法制度に注目し、政治史的な観点から分析を加えてみたい。NARC の事実上の分裂にも拘わらずキバキ-NARC という政権の枠組みが持続しているのはなぜか 本稿の第1の目的は、この問いに、離党規制という角度から迫ることにある。

以下、第 2 節においてまず離党規制についての代表的文献を紹介し、分析の枠組みを抽出する一方で、ケニアとの比較を念頭に置きながら、ケニアと同じ小選挙区制を採用しているインド、対照的に比例代表制が採用されてきた南アフリカ共和国 (以下、南ア) の2国における離党規制の歴史と政党システム、選挙制度などの関連を整理する。第 3 節ではケニアにおける離党規制の内容を明らかにし、その導入時の文脈と、直接的な帰結をたどる。具体的な対象期間は、独立から1969年までの KANU 一党優位体制の構築期、そして移行期を経て1980年代に姿を現した KANU 「政党国家 (Party State)」の時代である。いずれも離党規制が導入時の意図に沿って野党弾圧の機能を果たした時期である。その後、規制はその機能を大きく変えていく。そこで続く第 4 節においては、離党規制の機能の変化に従って、「政党国家」の崩壊から現在までの約20年間を、1991年の複数政党制復帰後にあらわれた「補欠選挙の時代」、1990年代の終わりから現在に至る「手続的残存」の時代、の

2つに時期区分し、離党規制と政治の実態との関わりについてさらに検討を加えたい。

このように、ケニアにおける離党規制の法制度をその成立に遡ってたどるとき、制度もまた、それぞれの時期における権力抗争のあり方や選挙制度の形態に影響を受けてその機能を大きく変容させるという側面が浮かび上がってこよう。その変容ぶり、制度と実態のダイナミックな関連を政治史的な観点から描くことが、本稿の第2の目的となる。

なお、以下本稿では、先行研究の用語法に従って、「離党規制」を党籍変更・喪失とフロア・クロッシングを対象にする法制度すべてを指す用語とし、「離党」といったときには党籍変更・喪失だけではなく、フロア・クロッシングもその対象に含めるものとする。ただし、後述するようにケニアの離党規制ではフロア・クロッシングについての規定がなく、規制の対象は党籍変更・喪失に限られる。そこで本稿では、党籍変更・喪失とフロア・クロッシングの別、また党籍変更・喪失についても除名による党籍剥奪、党籍の離脱、無所属議員の入党などの別を必要に応じて明示する。なお、「フロア・クロッシング」の用語自体であるが、狭義のフロア・クロッシング（法案の採決などで所属政党の党議に従わず野党議員が与党側合意に従うケース、あるいは与党議員が与党の合意に背くケース）だけではなく、広義のフロア・クロッシング（狭義のフロア・クロッシングに加え、野党議員が所属政党の党議に従わず他の野党と行動を共にするケースをも含む）を指すことにしたい。それぞれを峻別して離党規制を検討するより、包括的に取り扱った方が分析上都合がよいためである。

離党の政治学

1. シュピースとペールによる離党規制分析

植民地支配を脱して複数政党制を採用したアジア、アフリカなど非欧米諸国では、離党が頻繁に観察され、円滑な議会運営に支障をきたす例が後を絶たないだけではなく、政権のアカウンタビリティの揺らぎ、選挙での信任を経ない国会議長や各政党の院内幹事(whips)が議員の進退に関して過度な権限をもつ例など、さまざまな問題が生まれている[Englund 2002; 高根 2004; Kashyap 1988; 1989; Singh 1992; Spieß and Pehl 2004]。ところが、離党の発生と離党への規制自体を正面に据えた分析はけっして充分になされてきたとはいえない。

政党、政治エリート、選挙民、ひいてはその国の民主主義自体の未熟さや政治家個人の権力志向のみにその原因を帰す説明を退け、離党規制に着目するまれな研究が積み上げられてきたフィールドが、インドと南アである。インドの離党規制分析に携わってきた主要な論客はシンとカシヤップであるが、中でもカシヤップは規制導入後の1980年代末から90年にかけて連続して関連論考を発表し、離党規制に関する蓄積をもつ[Kashyap 1988; 1989; 1990]。一方南アについては、1994年の「民主化」に際し、比例代表制か小選挙区制か、比例代表制にする場合どの方式を採用すべきかについて、レイノルズ、バーカンらを中心とする膨大な研究の積み重ねがある[たとえば Reynolds 1994; 1998, Sisk and Reynolds 1998, Barkan 1995, Sisk 1995]。このような選挙制度をめぐる議論が支配的な中で、例外的に雑誌『フォーカス(Focus. 発行地南ア)』

誌上では2001年から2003年にかけて離党規制の功罪をテーマとする論考が続いて発表された [Welsh 2001; Schlemmer 2002; Myburgh 2003]

これらの蓄積に立脚し、離党規制の法制度を正面に据えて政党システム、選挙制度などとの関連の中で整理し、現在のところ離党規制分析の到達点となっているのが、シュピースとペール [Spieß and Pehl 2004] である。ケニアの離党規制分析にあたって、以下まずは彼らの分析枠組みを3点に分けて整理しておこう。

第1に、シュピースとペールは、アジア、アフリカなど民主化の「第3の波」国家群、すなわち民主主義採用の相対的な後発諸国においては、離党の多発が問題化し、政党システム、政権の安定性などに大きな影響を及ぼしてきたとの認識に立つ。その上で、分析上の2つの姿勢

(1) 離党多発の理由を単に政治的機会主義、利己主義、民主主義のレベルの低さなどに求める仕方、そして(2) 離党の多発を、より良い政治システムの構築にとっての単なるマイナス要因と評価する仕方 の双方から距離をとるべきだとする [Spieß and Pehl 2004, 197-199]

第2に、離党多発については、それがどのような政党システム、選挙制度、政治の流れにおいて発生しているのかが検討される。政党システム、選挙制度と、議員らの離党とが相互に密接な連関をもつとの仮説が置かれ、インド、南アの事例からその仮説の検証が試みられる(一部を後段で紹介する)。具体的には、必要に応じて独立期にまでさかのぼり、ある程度長期間の歴史を辿りながら、(1) 国政選挙の時期と結果、(2) 一党制、一党優位体制など政党システムの流れ、(3) 離党の発生状況、あわせて(4) 選挙制度の概要(とくに議会と議席の種類と数、補

欠選挙の方法、無所属議員の可否)が把握される。また(5) 離党規制の有無、導入(変更・廃止)時期、規制の内容(とくに、議席喪失の条件となる党籍を変更した人員の規模、党籍変更可能枠の有無、議席喪失の最終決定者)を整理し、その上で(6) 離党と離党規制、政党システム、選挙制度が相互に及ぼした影響が考察される。どのような権力抗争の文脈の中で離党規制が導入(変更・廃止)されたかも、ここでの主要な検討項目となる。

第3に行われるのが、離党とその規制が孕む規範的側面の検討である。ここでは離党の多発を単に「民主主義の質の悪さ」「組織としての政党の未熟」などとして退ける仕方から離れ、歴史の時期ごとの政党システム、選挙制度、離党規制制度の内容や導入・廃止のタイミングを把握することで、離党、離党規制のそれぞれが果たしうる役割が事例ごとに検討されることとなる。規範面の検討で柱となるのは、(1) 政権の安定性の維持促進、(2) 競争的選挙の維持、(3) 議員のアカウントビリティの維持である。ただしそれらの要素は互いに矛盾し合う性格を有している。政権の安定性向上は競争的選挙の維持を妨げる場合もあり、逆もまたしかりである。議員の意思決定や意思表示の自由度を上げることで、離党が続発し政権の安定性が損なわれることもある。議員の自由度を上げることが選挙民の選好のより良い反映につながる場合もあるが、比例代表制の下では、当選時の所属政党を離脱した議員の議席を喪失させる方が逆に選挙民の選好反映につながる側面もある。議員の意思といっても、有権者は議員個人に投票したのか、議員の属する政党への支持を表明したのかという論点もある。

シュピースとペールは、「初期的な民主主義国」において離党が多発するのは、もちろん第1に議員・政党の持つ党派的動機に影響されるとしつつも、(1) 望まれる離党規制のあり方は国の選挙制度によって大きく異なること、(2) 離党そのもの、離党規制の導入(変更・廃止)について政治エリートは、単なる機会主義ではなく、政党システムの状況に合わせて判断を下していること、そして(3) 離党の頻度、離党規制導入の帰結が政党システムのあり方によって変化する点を導出している。

2. インドの事例

シュピースとペールの以上の分析枠組みに沿いながら、次に先行研究を頼りにインドと南アの事例を簡単に整理してみよう。インドはケニアと同じ小選挙区制、南アは逆に比例代表制を採用しており、それぞれ格好の参照枠を提供してくれるはずである。

インド^(注6)では1950年から1967年まではインド国民会議派(Indian National Congress, 以下、会議派)の一党優位体制が続き、離党規制がない状態の中で弱小勢力から会議派への入党が頻発し、離党規制のないことが会議派の勢力拡大に貢献してきた[Kashyap 1989, 10; Singh 1992, 31]。しかし、1967年を境に、州議会レベルにおいて政権奪取後のポスト配分を「褒美」として約束し、会議派の議員に党籍変更を促したり^(注7)、少数政党を糾合して寄せ集めの選挙連合を形成する傾向が強まり、少数勢力の便宜的選挙協力による連立政権が複数誕生するなど、会議派の一党優位体制が崩壊に向かった[井上1997, 25]。また、政権奪取後も権力抗争の手段として議員に離党が積極的に呼びかけられるという「不健康な傾向」[Kashyap 1989, 10]が蔓

延し、離党規制のない状態が逆に会議派の勢力縮小の一因となりはじめた。

これへの対応として1960年代後半に模索が始まったのが離党規制であり(規制成立は1985年)、連邦下院議員と州議会議員の双方が、議席獲得時の党籍を失った場合に議席を喪失することとなった。さらに、所属政党を離脱した場合に加え、法案採決などで党議拘束に反した投票を行った場合、また採決を棄権した場合でも議席を喪失することになった^(注8)。

しかし、インドの場合、同時にいくつかの党籍変更可能枠 何らかの形で政党を離れたり、あるいは無所属だった議員が入党した場合でも議席を喪失しない条件、もしくは期間 が設けられ、とくに、政党の分裂、合併が議席喪失の例外と定められて、ある政党の「分裂」に必要な勢力が当該政党の持つ国会議員数の3分の1以上と決められたことは、政党からの少数の離脱を抑止した反面かえって大人数による離脱を促進した^(注9)。この、3分の1という規定は、小規模政党であれば、党籍離脱者がひとりでも「分裂」になるなど陥穽を含んだものであり、結果的に小政党からの離脱もむしろ促進された[Singh 1992, 34]。州議会レベル、連邦議会レベルを問わず1985年の離党規制導入以後、むしろ党籍変更は多発し、党の分裂が促進された。1990年には少数連立与党の37名が「分裂」により議席を維持し、結果的に連邦下院で首相不信任決議が可決される一幕もあった[Gehlot 1991, 333-334]。

党議拘束への違反者からも議席を剥奪するような厳格なインドの離党規制は、あわせて党籍変更可能枠が設置されたことによって、議員の党籍変更への抑止力をほぼ失い、制度導入後も

党籍変更が続く結果となっているのであり、少数連立政権の安定性は損なわれているといえる [Spieß and Pehl 2004, 204]。ただし、小選挙区制を採用しているインドでは、選挙民は政党でなく議員を選択しているともいえ、所属政党との関係を理由に議員の議席を喪失させることは、選挙民の意思が各レベルの議会に反映される度合いを低下させる面をもつ [Kashyap 1989, 14-16]。党籍変更可能枠を設けて、議席を失わずに党籍を変更する自由を議員に与えたことは、議員の選挙民に対するアカウントビリティを向上させる側面を持っているのである。

3. 南アの事例

南アの事例はどうだろうか。南アでは、インド、ケニアと対照的に、1994年の「民主化」にあたって国民議会 (National Assembly) と州議会 (Provincial Legislatures) の双方で比例代表制が採用され、両議会とも拘束名簿式をとることになった^(注10)。1994年と99年の2回の国民議会選挙では、いずれもアフリカ民族会議 (African National Congress, ANC) が6割以上の得票で第1党となってきた^(注11)。

また、1993年制定の暫定憲法の段階から、選挙時の所属政党の党籍を失った議員は議席を喪失することが定められていた。この離党規制には、いかなる党籍変更可能枠も設けられていなかった (この制度枠組みは1996年制定の新憲法にも継承された)。

当初、この離党規制と拘束名簿式の選挙との相乗効果により、ANCは議員や候補者に対して圧倒的に優位な立場を保持するに至り、ANC一党優位体制が確立しかねない状況になっていた [Welsh 2002; Spieß and Pehl 2004, 209-210]。しかし、1999年総選挙の結果、党勢が

変化し、ANCが特に州議会での主導権獲得のため野党の一部との協力を余儀なくされる事態となった^(注12)。そこですすめられたのが、それまでなかった党籍変更可能枠 (windows) の導入 (2002年) であった^(注13)。この党籍変更可能枠の導入により、南アでは新たに、地方議会、州議会、国民議会のすべてにおいて、選挙後の定められた期間については議員が所属政党を離脱し別の政党に入党できることになった^(注14)。

2002年のこの党籍変更可能枠の設置は、劇的な効果をもたらした。国民議会ではANCは野党議員の党籍変更によって新たに9議席を獲得して275議席となり、単独で憲法改正のできる3分の2の議席をしめることになった [Myburgh 2003, 34-36] ^(注15)。一方、党籍変更可能枠の導入後、議員の党籍変更により新たに5つの小規模な議会政党が誕生する結果となっており、野党側の細分化が進んでいる点も指摘できる。党籍変更可能枠が設置されたことで野党の細分化とANCの優位確立が進んだのであり、南アにおいては党籍変更可能枠の設置が、インドとは逆にANC政権の安定性を向上させたといえる。一方で、選挙民が議員個人を選び得ない選挙制度のなかで、議員に当選後の所属政党の変更を認めたことは、政党の選挙民へのアカウントビリティを減らし、選挙民の側にアバシーが広がっているとの報告も寄せられている [Schlemmer 2002, 18-20]。

インドと南アの事例から浮かび上がってくるのは、離党規制の存在とその制度設計の詳細が、離党の実態、ひいては政党システム全体に及ぼす影響の大きさであった。では、ケニアでは、果たして離党規制はどのような内容をもち、歴史的にどのような機能を果たしてきたのだろうか

か。詳しく見ていこう。

ケニアにおける離党規制

1. 党籍変更による KANU 勢力の拡大

ケニアは1963年の独立時には複数政党制として出発した。ただし、この独立後の最初の複数政党制期は、むしろ後に訪れる KANU 一党制の構築期と呼ばれるべき時代であった。ケニアにおける離党規制が作られたのは、この最初の複数政党制期である。離党規制導入は、国会における KANU の優位を確立するための制度整備の重要な一環として行われた。そこでは党籍を変更・喪失した議員に議席を喪失させるための憲法改正が用意されただけでなく、選挙制度の段階的改変が組み合わされた。それらは単に

野党勢力を弾圧するだけでなく、KANU の内部の意見相違に対しても首班の J. ケニヤッタ (Jomo Kenyatta) を中心とする主流派が容易に反対勢力を弾圧できるよう、周到に編み上げられたものであった。

これに先立ち、離党規制が導入される前のケニアでは、大規模な党籍変更が2度にわたって行われ、国会における KANU の圧倒的優位が確立した。まずはこの過程を見てみよう。

独立を目前に控えたケニアでは、アフリカ人による政党組織化に対する制限が撤廃されたことを受けて、KANU の他、ケニア・アフリカ人民民主同盟 (Kenya African Democratic Union, KADU。1960年結成) とアフリカ人民党 (African People's Party, APP。1962年結成) が結成され、独立に向けて段階的に行われた各種選挙を

表1 1963年ケニア国会議員選挙による党別議席数

下院 (House of Representatives)	KANU (Kenya African National Union)	72 ⁽¹⁾
	KADU (Kenya African Democratic Union)	32
	APP (African People's Party)	8
	特別選出議員 (specially elected members) ⁽²⁾	12 ⁽³⁾
	合計	124 ⁽⁴⁾
上院 (Senate)	KANU	20
	KADU	16
	APP	2
	合計	38 ⁽⁵⁾

(出所) Sanger and Nottingham (1964, 33-36) Mazrui (1969, 131) Ghai and MacAuslan (1970, 313-315) Low and Smith (1976, 559-561) より筆者作成。

(注) 1) 無所属 (Independents) として当選した KANU 党员 8 名を含む [Sanger and Nottingham 1964, 34]

(2) 特別選出議員の選出方法は、独立以前の立法評議会 (Legislative Council) に1958年に設けられた、ヨーロッパ系、アジア系、アラブ系、アフリカ系の4つのエスニックなカテゴリーごとに議席を割り当てる制度 (順に 4, 3, 1, 4 議席。立法評議会選挙で当選した議員が選挙人団を作る形で選出していた) を踏襲していた。独立によってエスニックな割当議席は廃止されたが選挙人団による選出制度は継続し、この1963年5月の国会議員選挙後の選挙人団による選挙では、ヨーロッパ系 3 名、アジア系 2 名、アフリカ系 7 名が選出された [Low and Smith 1976, 560; Ghai and MacAuslan 1970, 313-315]

(3) 12名のうち11名は KANU 議員、1名が KADU 議員 [Sanger and Nottingham 1964, 34-35]

(4) 選挙区数117、特別選出議員枠12で下院の最大議席数は129だったが、5選挙区でボイコットのため議員が選出されなかった。

(5) ナイロビおよび各県 (当時の県の数 は40) から 1 名ずつ選出と定められており、41議席が設けられていた。3つの空席について詳細は不明。

戦った。最終的には、1963年5月にケニア初の成人普通選挙が実施された。投票が行われたのは国会上院（県代表各1名を選出）、国会下院（小選挙区）、そして地方議会であったが、上下両院でKANUが第1党になり、KANU党首だったケニヤッタを初代首相とするKANU暫定自治政府が誕生した（党別の議席数内訳は表1を参照）。

この独立直前期の国会には、当初KANU、KADU、APPの複数の政党が混在していた。これら勢力間の主たる対立軸になっていたのは、独立時の憲法に採用される予定だったケニア型連邦制であるマジンボイズム^(注16)を維持発展させるか、それとも第1党となったKANUの方針に従ってマジンボイズムから中央集権型国家への移行をはかるかであり、政治体制の選択をめぐる明確な路線対立がそこにはあった。またKANUの政治エリートの多くが人口比で勝るキクユ人、ルオ人で占められていたのに対し、KADUは、相対的に少数のエスニック集団に基盤を持つ複数の政治組織が、一政党として糾合する形で結成されていた。KADU結成に動いたそれら政治エリートたちは、土地などの国家資源の配分が独立後に「キクユ=ルオ独占」下に置かれることを怖れる点で利害を一致させていた。当時、憲法制定会議は、KANU、KADU代表団に加え宗主国英国の代表で構成されていた。激しい反英武力独立闘争の主翼だったキクユ人の政権を忌避したい英国側は、少数利益の保護を求めるKADUと利害の一致を見、最大勢力KANUの意向とは裏腹に、権力の分散に力点を置いたマジンボイズムを独立憲法で採用する流れとなっていた。

もう一つの議会政党、APP（上下両院で計10

議席を獲得していた）は、カンバ人の居住地域を支持基盤とする政党であった。党首P.ンゲイ（Paul Ngei。カンバ人）は、ごくわずかの期間KADUとともにマジンボイズムの堅持を主張していたものの、「次第にマジンボイズムに幻滅し、KANU政府側と歩調を合わせたいと考える」[Mazrui 1969, 132]にいたる。結局、独立を待たずにAPPは解散^(注17)、上下両院の全APP議員がKANUに移籍した。離党規制はなかったため、それら議員の議席はそのまま維持され、KANUはまず10議席を増やしたのであった。

一方、憲法制定会議では、KANU党首ケニヤッタの説得によってKANU代表団が譲歩したことで、首相制、上下2院制、分権的なりージョン制（注16を参照）などからなるマジンボイズムの採用が決まることになる。ただし、ケニヤッタはKANU代表団をこう述べて説得していた。「望ましくない憲法の受け入れを強制されたとしても、いったん政権をとれば憲法は改正することができる」[Odinga 1967, 229]。独立に向けての国会議員選挙（1963年5月）でKANUは予定通り勝利を収め、ケニヤッタも首相に就任した。ケニヤッタを首班とするKANU政府のもとで、ケニアは1963年12月に独立を迎えたが、その直後から中央集権化のための憲法改正が積み上げられることはまさに予定されていたといえる。

ただし、そこに立ちはだかっていたのは、憲法改正の手段として定められた定足数の厳しさであった。当時憲法改正には上下両院を通過することが必要とされ、その定足数は両院とも議員の75パーセントだったうえ、マジンボイズムに関わる条項の改正には90パーセントと非常に

高い定足数が設定されていた。独立前に APP 議員を取り込んだことで KANU の議席は下院で 91 (73パーセント)、上院で 22 (58パーセント) となっていたが、いずれもマジンボイズムに関する憲法改正の定足数はおろか通常の憲法改正の定足数にも満たなかった^(注18)。

そこで、離党規制のない状態の中で、KANU 側は、KADU 議員に対して KADU からの離脱と KANU への入党を呼びかけ、また圧力をかけていった。中央集権化を目指す KANU 政府は、大統領制導入と地方権限の縮小を盛り込んだ第 1 回憲法改正法案を議会に提出し、「法案を支持せよ、さもないと憲法改正法案を国民投票にかける。KADU の弱小性が確認される結果に終わるだけだ [Mazrui 1969, 133] と KADU に申し入れた。これに対し 1964 年 11 月初めの段階で KADU 執行部は憲法改正法案に反対することを決定した。しかし、上院での採決予定日に先立って、KADU 上院議員 3 名が KADU を離脱して KANU に入党するという事件が発生した。2 名がマサイ人、1 名がサンプル人という内訳であった^(注19)。離反に直面した KADU 執行部は再び会合を開き、中央集権化への流れやむ無しと情勢判断を変更、KADU 結成の主目的であった土地など国家の資源配分へのアクセスを向上させるためにも上院での憲法改正法案採決の前に与党 KANU の一員となることがむしる望ましいとの結論に至った。1964 年 11 月 10 日、国会下院の席上で KADU 党首 R. ンガラ (Robert Ngala) は党の解散を宣言し、KADU 全議員が KANU に入党する予定であると表明した。また同日実施予定の上院での憲法改正法案の採決では KADU 議員は法案の支持にまわると述べた。議場は拍手喝采で包まれ、ケニヤ

ッタは「兄弟を暖かく迎え入れる。今日という日は、KANU にとってではなく、ケニアの人民にとって偉大な日となった」と述べたという^(注20)。

独立直前の APP の解散と全議員の KANU への入党、そして独立直後の KADU の解散、全議員の KANU への入党の結果、ケニアの国会の全議員は KANU 議員となり、ケニアは事実上の一党制となった^(注21)。離党規制のない中での議員の大量の党籍変更は、この時期のケニアにおける競争性の低下、少数勢力の弱体化、そして与党への一極集中をもたらしたのであった。党籍変更の多発によって KANU は国会を独占し、憲法改正に設けられた定足数はこれをもって無意味化した。政権奪取後に憲法改正によって中央集権化を進めたいとのケニヤッタの計画は実行に移されることになり、大統領制の導入 (1964 年)^(注22)、マジンボイズムの廃止 (1965 年) など、一連の中央集権化が始まった^(注23)。APP、KADU の自主解散と両党議員の KANU への入党は、こうしてその後数十年にわたって続く KANU 一党優位体制 (1982 年まで) および KANU 一党制 (1982 ~ 1991 年。一党制への移行については第 5 節で述べる) のまさに原動力となったのであった。離党規制の不在がその大前提であったことは言うまでもない。

2. 野党弾圧のための離党規制導入とその帰結

着実に中央集権化を進めたケニヤッタ-KANU 政権であったが、1965 年頃になると KANU は次第にその内部に先鋭な路線対立を抱えるようになった。そうした事態への対応として行われたのが、離党規制の導入であった。当時、土地の再配分の方法、冷戦下での外交政策などをめ

ぐって KANU にはケニヤッタを中心とする主流派と、副大統領 O. オディング (Oginga Odinga) に率いられた少数急進派 (無償での土地再配分と東側諸国との同盟などを主張した) の先鋭な対立があった。主流派は、急進派に対し厳しい締め付けを行う^(注24)が、弾圧は、結局オディングからの KANU 離脱と新党結成という帰結を招いた。1966年4月、オディングは副大統領職の辞任を発表、続いて現職の情報省大臣だった A. オネコ (Achieng Oneko), その他急進派の副大臣1名も大臣職の辞任を表明した。合計で下院議員20名^(注25)、上院議員10名が KANU から離脱、ケニア人民党 (Kenya People's Union, KPU) という新政党へ入党し、程なくオディングが KPU 党首に就任したのである [Gertzel 1970, 73-83]

こうしてケニアのつかの間の事実上の一党制は終わり、国会には新たに KPU という野党が存在することとなった。そしてこのことが、ケニアの離党規制導入の直接の要因となった。国会休会中に起こったこの動きに対し、KANU の対応は早かった。オネコらの辞職を受けて開かれた KANU 国会議員会合の席上、ケニヤッタは怒気を露わにして KANU からの離脱者を「国会から追放するよう」求めたという [Mazrui 1969, 138]。当時ケニヤッタの側近であり、急進派への締め付けを担当していたといわれる T. ンボヤ (Tom Mboya, 司法・憲法省大臣) の主導で練られた対応策が、離党規制の緊急導入によるオディングからの議席剥奪であった。

国会が再招集され、KPU が国会内の野党となった1966年4月28日午前、選挙時に所属していた政党の党籍を喪失した議員は議席を喪失するとした憲法改正法案が提出された。採用され

たばかりの憲法改正定足数での65パーセントルールのもと、法案は即日採択され、直ちに大統領の承認を受けて第5回憲法改正が成立した。KPU 勢力は下院で20 (16パーセント)、上院で10 (24パーセント) にすぎず、憲法改正をとどめる力を持たなかった。ケニア初の離党規制は、こうして KANU による野党弾圧の装置として導入されたのであった。

第5回憲法改正で導入された離党規制の内容は以下のように整理できる [Ghai and MacAuslan 1970, 320-321]

- (1) 制度の対象を、政党の党员として、または政党の支持者 (supporter) として、または政党からの支援を受けて (with the support of a political party) 選挙に立候補した議員とする^(注26)。
- (2) ここで政党とは国会に議席を持つ政党 (議会政党) のみとする。
- (3) 制度対象の議員は、党籍を失うと議席を喪失する。
- (4) 政党が解散したために別の政党に入党したときは議席を喪失しない。入党先の政党を離脱すると議席を喪失する。
- (5) 議席の喪失は、国会の会期終了時に発効する。国会の休会中に党籍を失ったときは、再開された国会の会期終了時に議席を喪失する。
- (6) 国会会期中に政党が機能停止した場合、議員は議席を喪失しない。
- (7) 議席喪失に関する最終判断は国会議長が行う。

この憲法上の議席喪失条項では、対象を政党と関連する議員に絞っているが (上記(1)を参照)、まもなくこの離党規制は、国会での無所

属の立候補を禁止する別の条項を憲法に挿入し、また地方議会についても同様とする新たな法律を策定する（いずれも1968年）ことで、国会・地方議会のすべての議員を対象とする効力を持つに至った^(注27)。

複数の政党が競合できるような制度づくりが複数政党制の骨子であるとすれば、ケニアの離党規制はまさにそれと逆行する関心のもとで、すなわち制定当時に国会の唯一の野党であったKPUを弱体化させ、KANUの優位性を確立しようとの関心のもとで編み上げられたものであった。導入によって、離党規制は即座にそのねらい通りの効果を上げた。KPU議員となった30名は全員が議席を喪失した^(注28)。同年に補欠選挙が開催されたが、KPUはわずか9名の当選者しか出すことができなかった。加えて、かろうじて当選者を出した選挙区がオディンガの出身州であるニャンザ州に極端に偏ったことにより、KPUはKANUとの明確なイデオロギー対立、政策対立に裏打ちされた組織であったにもかかわらず、地域政党色を強める結果となり、国政での影響力を決定的に弱体化させてしまった。

1969年に予定されていた独立後の第1回総選挙を目前に、結局KPUは非合法化されるに至る。1969年以降のケニアでは、憲法上は複数政党制の枠組みが維持されたまま、国会の全議員がKANU議員という状態が続くことになる^(注29)。離党規制はこうして、野党勢力を弾圧するための、またケニヤッタを中心とする主流派へのKANU内部の反対勢力を弾圧するための装置として導入され、その機能を果たしたのであった。

なお、ケニヤッタ-KANU政権後半にあたる

1970年代には、KANU党内の派閥の政党組織化がふたたび試みられることはなく、反対勢力^(注30)への弾圧は、暗殺、拘禁といった直接の暴力と、2次の国会議員選挙（1974年、79年実施）における大規模な不正と結果操作が主体となった。

3. 「政党国家」と離党規制

党籍変更によって議席を喪失するという離党規制の仕組みが、再び弾圧装置として利用され始めたのは、ケニヤッタの死亡によって第2代大統領にモイが就任（1978年）したことで始まったモイ-KANU政権の前半期であった。ワイドナーが示したように、ケニアはモイの大統領就任後、国会に対するKANUの優越、KANU青年団などによる警察治安機能の補完、大統領と大統領府への権力1極集中、KANUと大統領府の一体化を骨子とする「政党国家」へと変質した^[Widner 1992, 1-5]。その中で、KANU除名処分の濫用と、さらには一党制への移行、そして国政選挙における事実上の秘密投票廃止^(注31)という重大な制度変更を断行する、反対勢力への徹底的な弾圧がはじまった。

1982年5月、下野していたオディンガ（1979年国会議員選挙ではKANUは元KPU黨員にはKANU公認を与えなかった）が、社会主義の名を冠した新政党結成の意向を表明、元国会議員のG. アニョーナ（George Anyona）も協力者として名乗り出た。16年ぶりの、そして同じ人物によるKANUに対抗する政党結成という事態であった。モイはこれに対し、即刻2名をKANU除名処分とした。ただし、このときの対応策は2名の除名にとどまらなかった。それが1982年6月の憲法改正によるKANU一党制への移行であった。

続いて、前回総選挙の1979年からまだ5年経たないタイミングの1983年にモイは突然国会を解散、総選挙が同年9月に実施された。KANU 除名処分となっていたオディンガ、アニョーナはもちろんこの選挙に立候補することはできなかった。加えて、モイに対する潜在的な反対勢力とみられていた閣僚^(注32)ら現職国会議員の多数が、公認候補の選定や投票、開票作業における公正さに疑問のある一党制選挙の結果落選した。

5年後の1988年3月、総選挙は形式上開催こそされたものの、それはもはや限りなく特定のKANU 候補への信任投票に近いものに墮していた。秘密投票廃止に表立って反対を表明した数少ない改革派のKANU 議員として知られたC. ルビア (Charles Rubia。ナイロビのスタレヘ [Starehe] 選挙区で長らく議席を保ってきた) は、KANU 予備選挙での不正によって破れ、対抗候補は71パーセントの得票で国会議員選挙を経ずに当選を決めた。ルビアは追って1989年6月に現職国会議員を含む13名とともにKANU を除名された。ルビアとともに行列方式採用に反対したK. ニョイケ (Kimani wa Nyoike) もやはりKANU 除名処分となった^(注33)。

副大統領でさえ一方的な除名処分から逃れることはできなかった。モイがセントラル州懐柔の目玉として副大統領に任命したセントラル州キアンブ県出身の国会議員J. カランジャ (Joseph Karanja) は、同県国会議員団から辞任要求を突きつけられる (1989年4月) など地元の支持をとりつけることに失敗した。すると国会では副大統領不信任案が準備され、同月のうちに可決された。カランジャは副大統領職を辞任したが、処分はそれにとどまらなかった。同年

6月にカランジャはルビアとともにKANU 除名処分となり、議席を喪失したのだった。

現職運輸大臣だったK. マティバ (Kenneth Matiba) も、KANU 除名により議席を喪失した。マティバは地元 (セントラル州ムランガ県) で開催されたKANU 支部の執行委員会選挙で落選したことに抗議し、KANU 支部レベルでの公正な選挙実施を求めた。KANU 中央執行委員会から非難を受けたマティバは、選挙での不正横行を懸念するなどして自ら大臣職を退いた (1988年12月)。するとやはり待っていたのはKANU 除名処分であり、マティバは議席を喪失した。

モイはこの時期、除名処分の実行に関して、「砂ノミ自体は既に取り除いた。が、傷跡にはまだ小さな卵がたくさん残っている。殺さねばならない」[*Weekly Review* 1989 May 11] と発言している。残る改革派として名高かった現職外務大臣のR. オウコ (Robert Ouko) が他殺体で発見されたのは1990年2月のことであった。事件は現在も調査中であり本稿でこれ以上立ち入ることは控えよう。だが、この事件へのモイ政権の関与を国会で匂わした情報放送大臣が、1990年4月にKANU 除名処分となり、議席を失ったことは指摘に値するだろう。

KANU 議員は、たとえ閣僚であっても、中央の方針に反対すればKANU を除名される。除名されれば議席を喪失する。議席を得るためには一党制のもとではKANU の公認を受けることが必要だが、秘密投票はすでに廃止されており、反対勢力を落選させる不正な操作は主流派にとって極めて容易だった^(注34)。加えて、KANU 地方支部 (除名処分権を付与されていた。注33を参照) の執行委員選挙に疑義を唱えれば、

そのこと自体を理由として KANU を除名され、それは議席の喪失を意味する。1960年代のケニアの権力抗争においては、1966年導入の離党規制が政権主流派にとって反対勢力弾圧の最大の武器となっていた。モイのもとで「政党国家」と化した1980年代のケニアでは、「政党」は「KANU」と同義となり、1966年導入の離党規制の枠組みは継承されつつ、さらに、政治参加できる政党は KANU のみとなつて、KANU の党籍喪失がすなわち議席の喪失を意味する制度枠組みがつくられたのであった。

離党規制と複数政党制

1. 補欠選挙の時代

弾圧の一装置であった離党規制の制度は、しかし、このあと数年でその意味を大きく変化させていくことになる。最初の変化をもたらしたのは、1990年前後に本格化した国内の「民主化」運動への対応としての KANU 改革、そして1991年の国際的圧力を直接のきっかけとして行われた KANU 一党制の廃止であった^(注35)。KANU 改革は、副大統領 G. サイトティ (George Saitoti) 以下10名の KANU 改革委員会 (モイの指名により1990年6月に発足) が、(1) 国会議員選挙の公認候補を決めるための KANU 予備選挙における秘密投票の復活、(2) 同予備選挙において70パーセント以上得票した公認候補の国会議員選挙での無投票当選という規定の廃止、そして(3) KANU の除名処分の廃止の3点を骨子とする報告書をモイに提出、それが KANU 特別党大会で審議、採択される (同年12月) 形で成立した。これにより、それまで恣意的に反対勢力から議席を奪ってきた複数の弾圧装置の

うち2つ 行列方式と除名処分 が廃止された。その約1年半後に KANU 一党制も廃止され、「政党」と「KANU」が同義とされた時代が終焉し、離党規制もその機能を大きく変えていったのだった。

1991年の複数政党制復帰を受けて、同年12月にはキバキをはじめ現職閣僚7名が大臣職を辞任すると同時に KANU を離脱、その他国会議員数名がやはり KANU を離脱した。翌1992年3月に KANU からの離脱者10名の議席喪失が国会議長に宣言された。1992年中にモイは前回選挙から5年のタイミングを待たずに国会を解散、同年12月、1966年の国会議員補欠選挙から実に27年の歳月を経て、ケニアで再び複数政党の参加による国政選挙が開催された。こうして形式上は複数政党制に復帰したケニアであったが、1992年の総選挙、そして5年後に開催された1997年の総選挙は、一党制時代に積み上げられた反対勢力弾圧のための法制度の多くが手つかずで残るなかで行われた、歪みの多い選挙であった^(注36)。野党勢力の細分化も手伝って、モイが引退を表明した1999年までのケニアでは、1969年から82年までの時期と同様に、KANU 一党優位体制が続いた。そしてこの新しい KANU 一党優位体制期の離党規制は、以前の一党優位体制期とも、そしてその後の「政党国家」期とも異なり、その弾圧装置としての機能を失った。1990年代の KANU 一党優位体制期は、離党規制による補欠選挙が頻発した時代だったといえる。これが冒頭で述べた、最初の変化の内容である。もう少しみていこう。

1992年の国会議員選挙ののち、所属政党の党籍を離脱 (上述したように、除名ではない) したことで議席を失ったケースは1997年12月の国会

表2 党籍離脱による議席喪失と補欠選挙結果（1993年1月～1997年12月）

党籍離脱の状況			補欠選挙結果	
時期	選挙区（カッコ内は州，県名）	所属政党 ⁽¹⁾	党籍離脱議員の再選状況	当選者の所属政党
1993年3月	Bonchari（西部，Kisii）	DP（KANU）	再選	KANU
	Migori（ニャンザ，Migori）	F-K（KANU）	落選	F-K
6月	Makuyu（中央，Murang'a）	F-A（KANU）	落選	F-A
7月	Hamisi（西部，Vihiga）	F-A（KANU）	再選	KANU
12月	Lugari（西部，Lugari）	F-A（KANU）	再選	KANU
1994年5月	Lurambi（西部，Kakamega）	F-A（KANU）	再選	KANU
	Shinyalu（西部，Kakamega）	F-A（KANU）	再選	KANU
	Ikolomani（西部，Kakamega）	F-A（KANU）	再選	KANU
	Ndhiwa（ニャンザ，Homa Bay）	F-K（KANU）	落選	F-K
8月	Starehe（ナイロビ） ⁽²⁾	F-A（KANU）	落選	F-A
1995年9月	Nyatike（ニャンザ，Migori）	F-K（KANU）	落選	F-K
	Siakago（東部，Mbeere）	KNC（KANU）	再選	KANU
1996年2月	Starehe（ナイロビ） ⁽²⁾	F-A（KANU）	落選	KANU
3月	Kibwezi（東部，Makueni）	DP（KANU）	再選	KANU
12月	Langata（ナイロビ）	F-K（NDP）	再選	NDP

（出所）*The Economic Review*（1995 September 25-October 1, 6），津田（1998）より筆者作成。

（注）1）カッコ内は補欠選挙時に公認を受けた政党。政党名の表記は略称。DP: Democratic Party of Kenya, KANU: Kenya African National Union, F-K: Forum of Restoration for Democracy-Kenya, F-A: Forum of Restoration for Democracy-Asili, KNC: Kenya National Congress, NDP: National Development Party。

（2）スタレヘ選挙区の事例は以下の通り。1994年8月にF-A国会議員がKANUに党籍を変更し、議席を喪失した。同年10月の補欠選挙ではF-A候補が当選した。しかし1996年2月に当選した新しいF-A国会議員が党籍を離脱して議席を失った（補欠選挙にも出馬せず）。同年4月の補欠選挙ではKANU候補が当選した。2つの補欠選挙結果を総合すれば、1992年国会議員選挙時のスタレヘ議席をF-Aは失い、KANUが獲得したという結果になっている。

議員選挙実施までの5年間で15ケースに上った（表2を参照）。9割近くのケースが野党議員の所属政党からの離脱とKANUへの入党という形で発生しており、KANUは与党としての強みを発揮している。補欠選挙の結果KANUには、野党の民主主義復興フォーラム・アシリ（Forum for Restoration of Democracy-Asili, FORD-アシリ）の党籍離脱者7名中5名^(注37)、DPの党籍離脱者2名全員、ケニア全国評議会（Kenya National Congress, KNC）の党籍離脱者全員（1名）が新たに加わり、党籍離脱による

議席喪失によって行われた補欠選挙だけで5年間にKANUは9議席増とした（DPは2議席、FORD-アシリは6議席、KNCは1議席をそれぞれ失った）。

しかし一方、表の再選状況にあらわれているように、KANUはニャンザ州と中央州での補欠選挙には1勝もできなかった。とくに、いったんは議員の党籍離脱とKANUへの入党により議席を失ったFORD-ケニア（当時の野党第2党であった）は常に別の候補を擁立、KANUから出馬した元FORD-ケニア議員を結果的に全

での補欠選挙で破って議席を保持している。加えて1997年3月には、FORD-ケニアに所属していたライラ・オディング（Raila Odinga。ケニアの初代副大統領オディングの実の息子。父親と区別するためライラと呼ぶ）が党内派閥抗争の結果、自ら党籍を離脱し、当時休眠状態だったケニア開発党（National Development Party, NDP）の党首に就任の上、補欠選挙で大勝して再選を果たした^{（注38）}。ニャンザ州は、ライラが父親のオディングから地盤を引き継ぐ形で確固たる支持を築いている地域である。ニャンザ州へのKANUの勢力伸長は、議員の勧誘と補欠選挙という方法ではまったく成果を上げられなかったのであった。

この補欠選挙の時代に、もしケニアに離党規制がなかったとしたら、KANUは補欠選挙のコストをかけることなく、野党議員の党籍変更によって14議席すべてを獲得することができていた計算になる。ただしこの時期のケニアでは、離党規制は字義通り堅持された。各議員にとって当選時の所属政党から離脱することは議席喪失と補欠選挙での洗礼を必然の結果としてもたらずコストの高い選択であった。KANUにとっても、5つのケースでせっきくのKANUへの入党者の再選が得られなかったことにあらわれているように、野党議員にKANUへの入党を働きかけることはリスクの大きい勢力拡大手段であり続けた。当然のことながら、国会において野党が常に一定以上の勢力を保ち始めたこの時期、離党規制はもはやKANUによる反対勢力弾圧の装置としては機能し得なくなっていた。

離党規制との関連で、補欠選挙の時代に表れたいまひとつの特徴として指摘すべき点は、

KANUによる除名処分がなくなったことである。党制度改革の目玉のひとつとして、一党制時代に反対勢力を弾圧する方便として恣意的に利用されてきたとして悪名高かった除名処分をKANUが廃止したことは上で見たとおりである^{（注39）}。反対に野党側では、FORD-アシリ、FORD-ケニアの2党で党内の派閥抗争の結果として派閥の一方の除名が対抗派閥から宣言され、「除名」を受けた側が処分無効を訴えるなどの応酬の果てに、党の事実上の分裂に発展するケースが相次いだ。ただしいずれも、複数の党執行委員会がその正統性を主張し合う状況のなかで、一方の議員が党籍を失う事態にはならなかった。結局、議員の党籍離脱、別の政党への入党が大規模に生じたのは、各党が1997年総選挙に向けての公認候補選定に入った段階であった。総選挙を待たずに、分裂先の政党への入党によって議席喪失する道を選んだのは、わずかに上述のライラのみであった。

南アとインドの例では、厳しい離党規制に党籍変更可能枠が設けられたことで、枠を使っての離党が続出したが、補欠選挙の時代におけるケニアの場合は、党籍変更可能枠はいかなる形でも存在しなかった。ケニアの各野党が内部抗争によりほぼ破綻した状態にありながらも、党籍変更による補欠選挙に至ったのはこの期間合計でわずか15ケース（表2を参照）だったのであり、ほとんどのケースでは政党の分裂と各議員の党籍変更が行われたのは1997年総選挙の年であった。これは、議員が党籍変更による議席の喪失を回避したためと考えられ、それはケニアの離党規制への直接の反応とみてよい^{（注40）}。

2. 「手続的残存」とキバキ-NARC 政権

補欠選挙の時代に続く、1997年から2002年総選挙までの5年間は、KANU 一党優位体制が終焉に向かう移行期であったと考えられる。そしてこの時期は、党籍を変更した議員が議席を喪失するという、それまで長らくケニアの政党システムを特徴づけてきた離党規制が、「手続的残存」方式（後述する）の登場によって実質的に党籍変更可能枠が成立したことでその機能を再び大きく変化させた時期でもあった。

KANU の一党優位体制終焉を準備したのは、1997年の包括的な民主的法制度改革である。これにより、1960年代の KANU 一党優位体制期にケニヤッタの下で積み重ねられた数々の憲法改正と法律の制定・改正による野党弾圧装置は、そのほとんどが廃棄された^(注41)。もちろん、警察による政治集会の妨害、野党議員への治安当局による暴行が報告されるケースが続くなど、野党への弾圧は根絶されなかったものの、複数政党制復帰後の総選挙において KANU とモイの優位を支えていた法制度枠組みは、この時点で離党規制を除いてほぼ解体したのであった。

そしてこの時期、離党規制の制度に突然に風穴が開いた。開けたのは、当時国会の第5党だった SDP の党首 C. ンギル (Charity Ngilu) であった。少し詳細に、SDP とンギルの動きを追ってみよう。SDP は、FORD-ケニアの内部抗争の結果、活動停止状態だった政党を乗っ取る形で1997年に FORD-ケニアの党籍離脱者の一部が再興した政党である。初期の段階で FORD-ケニアの分裂に動いた当時の現職国会議員15名は、P. アニヤングニヨンゴ (Peter Anyang Nyong'o)、D. アクム (Dennis Akumu、両者ともニャンザ州キスム県出身) をはじめとし

てその多くがニャンザ州出身であった。ただし、1997年国会議員選挙で当選を果たしたのは、むしろ中央州ムランガ県、東部州の各県の立候補者であり (SDP 議員14名中13名)、その多くは DP から移籍したンギルなど、DP と FORD-アシリからの党籍変更組であった。他方、アニヤングニヨンゴをはじめニャンザ州出身の SDP 候補は国会議員選挙では一議席も獲得することができなかった^(注42)。

しかし、アニヤングニヨンゴは大統領指名議員 (注41を参照) として国会入りを果たす。SDP 結成に携わったアニヤングニヨンゴらの意向に沿い、SDP は、国会議員団を含めない形で政治局を設け、選挙区から切り離された政治局員が党の運営に携わる仕組みを採用した。1997年総選挙において SDP の大統領候補だったンギル (大統領選は落選した) が早くから次回大統領選への再出馬の意向を表明していたにも拘わらず、大統領指名議員だったアニヤングニヨンゴは他の非国会議員とともに政治局入りした上、2002年大統領選挙への出馬の意向を表明、政治局名で出された SDP の大統領公認候補の要件には大学卒業資格を持つことが盛り込まれる事態になった。この要件を満たせないンギルをはじめとし、政治局主導の党運営に不快の念を表明していた SDP 国会議員団と、政治局との対立は先鋭化した。

ついに SDP は、2002年選挙にまだ間がある2001年前半の段階で事実上の分裂に陥った。事実上、と書いたのには意味がある。2001年6月、ンギルは新政党としてケニア国民党 (National Party of Kenya, NPK) の結成を発表し、同政党の党首に就任する計画を明らかにした。ただし結社登録局 (Registrar of Societies) に届け出ら

れた NPK 党首以下の執行委員のリストにンギルの名はなく、ンギルの近い友人たちの名が記されていた [*Daily Nation* 2001 June 24]。そして、2001年6月にンギルがその他数名の現職国会議員とともに行った記者会見は、ケニアの離党規制に事実上の「党籍変更」可能枠を設ける働きをする重要性を持つことになった。ンギルは、席上、NPK の正式な発足を発表する一方で、自分は他の3名の現職 SDP 国会議員^(注43)とともに「2002年総選挙までは SDP に手続的残存を続ける (technically remains)」と述べたのである [*Daily Nation* 2001 June 25]。

「手続的残存」とは、具体的には、他党とともに活動するなど実質的に党から離脱しているにもかかわらず、議席を保持するために、国会議長に所属政党からの党籍離脱を届け出ないことで離党規制の対象になる事態を避ける行動であった。NPK は、2001年11月に現職議員死亡のため行われた東部州の国会議員補欠選挙に独自候補を擁立 (3位で落選した) するなど政党活動を実質的に行い、ンギルも数々の集会に NPK の暫定党首を名乗って公然と参加したが、ついに議席を喪失することはなかった。ンギルらの NPK への実質的な党所属の変更を前に、SDP 政治局の側は、政治局体制の是非、後継の党首の選定をめぐる、残る SDP 党員間の混乱收拾に追われており、ンギルらの行動を放置した。「手続的残存」は奏功し、ンギルたちは見事に議席の維持に成功した。こうして、KANU 一党優位体制が崩壊に向かいはじめたケニアにおいて、離党規制には、制度自体の変更には、議員の戦略で制度の運用が変わることで、「党籍変更」可能枠が実質的に成立したのであった^(注44)。

SDP に関連しては、また別の「手続的残存」もおこった。「残存」を行ったのは、当時国会第4党だった FORD-ケニアの国会議員、J. オレンゴ (James Orengo) である。オレンゴは、2000年9月から「ケニア国民を苦しめる様々な問題解決に向けて圧力をかける」として超党派の圧力団体ムウンガノ・ワ・マゲウジ (Muungano wa Mageuzi, 以下、マゲウジ。英訳は Movement for Change) を組織して街頭デモを行ったりリストを呼びかけるなどの運動を続けていた。このマゲウジに対し、ンギルの派閥を事実上失った SDP 政治局は合併交渉を開始、2001年10月初旬の段階でほぼ交渉が成立し、10月12日にはオレンゴが新たに SDP 党首に就任する旨が SDP 政治局書記長の A. アンジョジョ (Apollo Njonjo) によって発表された。ただし、このケースでも党籍変更による議席喪失は起こらなかった。オレンゴはこれに先立つ10月4日の段階で、FORD-ケニアからの離脱を否定するコメントを発表したのであった。オレンゴは、ンギルと同じく党籍変更を届け出ずに FORD-ケニアに「手続的残存」を行い、2002年総選挙まで議席を保持した^(注45)。

他方、2002年5月には、4名の野党議員が、「所属政党にはとどまるが、次回の大統領選挙では KANU が公認予定の大統領候補を支持する」と表明してやはり「手続的残存」に入った^(注46)。与党 KANU にも、内部批判を繰り返した結果、2000年12月に一斉に KANU 党員としての活動停止処分を受けたものの「手続的残存」によって2002年総選挙まで議席を維持し続けた議員たちがいた。S. ニヤチャエ (Simeon Nychae。2000年8月に次回選挙での大統領選出馬の意向を表明)、K. キルワ (Kipruto Kirwa。ニヤチ

ヤエ派^{注47)}), K.コーネス(Kipkalia Kones。ニャチャエ派), A.キメト(Anthony Kimeto。2002年国会議員選挙では再びKANUの公認を受けて出馬,再選), S.ジロンゴ(Silas Jirongo。2002年国会議員選挙では再びKANUの公認を受けて出馬,落選), J.アングウェニ(Jimmy Ang wenyi。ニャチャエ派)の6名である。

このように、離党規制に実質的な「党籍変更」可能枠ができたことは、所属政党に公然と反旗を翻す議員を与野党がともにその内部に抱え続ける事態を呼んだ。2002年10月のNARC結成前夜のケニアでは、このような状態が現出していたのである。問題のNARCは、ケニア史上初めての大規模な選挙協力組織であり、大統領選挙に統一候補(DPのキバキ)を立てたほか、国会議員選挙・地方議会議員選挙でもほとんど全ての選挙区で統一候補の擁立に成功した。ただしNARCは、党規約や統一の執行委員会さえ持たないのが実体であったにもかかわらず、総選挙を前にNARC自体を政党として登録し、キバキを含む全ての統一候補を、傘下の各政党の公認を受ける形ではなく、NARC公認候補として立候補させた^{注48)}。NARC結成に動いたDPのキバキ、SDP(当時)のンギル、LDPのライラらは、連立政権設立を目指す道を選ばず、NARCをひとつの政党として登録する道を選んだのだ。

このキバキらの選択の基礎には、ケニアの法制度の枠組みにおいては連立政権に関する明示的な規定がなく、単に国会の最大勢力となった政党が与党となり、その他の政党が野党になるとの設定があるのみであること(注3を参照)が想起される。キバキをはじめとするNARC統一候補がそれぞれの所属するDP、LDPなど

の公認を受けて当選を果たした場合の、選挙後の政権の運営に関しては不透明さが払拭できなかった可能性が高い。そしてこの、NARCを政党登録し、全員がNARC公認を受ける形で総選挙に立候補するとの選択の基礎には、弾圧装置としての機能をもはや失い、かわりに、政党への所属を国政参加の前提条件におくという機能のみを果たすようになっていた、党籍喪失者の議席喪失と無所属立候補の禁止という離党規制があったことはおそらく指摘して良い。

NARC傘下で当選を果たした各政党の国会議員たちの公式の所属政党はこうして、個別の「実の」所属政党名ではなく、アンブレラ組織「NARC」名になった。むしろ、たとえこの方式がとられても、NARC傘下の各政党の協力体制が保たれていれば問題は発生しなかったかもしれない。しかし実態は違った。第1には「手続的残存」の増大で内部に深刻な分裂を抱えたままの政党をさらに10以上も傘下に持つアンブレラ組織に過ぎないNARCが与党になったこと、第2には、キバキ-NARC政権下で「手続的残存」が飛躍的に増大していること、この2つにより2002年総選挙以後、ケニアでは、日々の国会での党別の実質的議席数の把握さえ困難を極める事態が展開している。キバキ-NARC政権の内部では、組閣にあたってNARC傘下のNAKとLDPから等分の閣僚を任命などを定めた密約(いわゆる協同合意事項覚え書き[Memorandum of Understanding, MOU])をキバキが実施に移していないとしてNAKとLDPの深刻な対立が発生し、NAK内でもキバキをはじめとするDP勢力とンギルとの確執が強まった(後述する)。NARCの一部が、野党となったKANUの議員とともに政府提出の法

案に対し反対に回る例、キバキが野党国会議員の数名を閣僚に登用したことに伴い、議場で閣僚以外の野党議員が与党側席に着席して審議に参加する例（NARC とそれら野党との政党ベースでの協力関係は構築されていない。与党側席への着席は、当該野党のうち任命された閣僚と共同歩調をとりたい議員個人の選択にまかされている状態である）などが続出している。

最近の例では、たとえば2004年11月の国会において、NARC 結成の立役者のひとりであり保健大臣の任にあるンギルが、自省提出の法案採決が副大統領らの工作により不当に先送りされたとして抗議のため議場を退出、翌日同じNARC 政府閣僚の大蔵大臣 D. ムウィラリア（David Mwiraria。キバキと同じく DP 党员でもある）が、同法案は保健部門改革としては不適切だとしてンギルを批判する事態が起こった^(注49)。

法案採決をめぐる政府内部の亀裂があからさまに露呈された一幕であったが、キバキ-NARC 政権の場合はこれが例外ではない。2004年8月に現職のNARC 閣僚が病死したために予定されたコースト州モンバサ県の補欠選挙に関しては、LDP 党员でもあるNARC 国会議員数名が、「LDP は独立で公認候補を立てる」と発言した。結局NARC 公認を決める選挙でLDP が推す候補が当選し、国会議員選挙レベルでのLDP による独自候補擁立という事態は避けられたものの、国会議員補欠選挙と同日に開催される予定だった地方議会議員選挙では、LDP がNARC 公認候補に対抗して独自の公認候補を擁立する事態になった。

新憲法草案の条項の修正に必要な国会定足数を例外的に65パーセントと高く定めた改正憲法見直し法案^(注50)についても、1度は国会の全会

一致で採択されたものの、わずか4日後に草案の速やかな修正を主張するNAK系のNARC 国会議員数名が不支持を表明、例外的な定足数は違憲との司法長官の判断を受けたキバキが同法案を国会に差し戻すと、今度はその65パーセント規定を削除するか否かでNARC 内部の共同歩調がとれない事態に陥った。

2003年以降の国会では、審議される内容に合わせ各議員が野党側席と与党側席を移動、文字通り「フロア・クロッシング」することが日常茶飯と化している。上述したように、NARC の根幹に関わる統一候補擁立の理念に反し、2004年の国会議員補欠選挙ではLDP 独自候補の擁立を主張する複数のNARC / LDP 議員さえあらわれた。しかし、そのいずれの議員にもNARC からの党籍離脱を届け出る動きはない。与党であるNARC に帰属することで得られる様々な利点を放棄した上に補欠選挙にかけられるリスクをとる者があらわれないのは、むしろ当然であろうし、実のところ、彼らはLDP 党员であるという意味では引き続きNARC 党员であることを正当に主張できるのである。

こうしたNARC の内部分裂は、エリート間の権力抗争のひとつの帰結である。抗争自体は決して珍しいことではないし、また必ずしも回避されるべきものでもないだろう。ただしケニアにおいては、この選挙協力組織の「分裂」が、政治的停滞に結びつく事態を引き起こしている点は無視できない。離党規制と、「手続的残存」という実質的な「党籍変更」可能枠の並存という制度的枠組みに支えられ、NARC は、分裂状態でありながらも与党としての地位を保ち続けることになり、キバキ-NARC 政権もまた延命されることになるのである^(注51)。

おわりに

ケニアでは、いまも当選時の所属政党の党籍を喪失した議員の議席喪失、無所属候補の禁止という離党規制の制度自体は維持されている。政治参加にあたっては政党を組織して結社登録局の承認を得るか、あるいはすでに承認を得た既存の政党に入党する以外にケニアにおいては議員への立候補資格を得るすべはない。よって、すべての議員は政党に所属している。オルタナティブ不在の状況であり、たとえば、政党がなぜ組織化されるのかという問いも成立しにくい状況となっている。一方で、「手続的残存」という実質的な「党籍変更」可能枠が編み出されたことによって、議員はその所属を日常茶飯的に「変更」しているのが実態である。

ケニアの離党状況のマイナス面は、前段での記述を振り返るまでもなく NARC の事実上の分裂という実態の中であまりにも顕著である。しかし、冒頭で見たシュピースとペールの分析枠組みでは、その主要なアプローチのひとつに、離党の多発を単にマイナス面としては評価せずに規範的検討を試みる点が上げられていた。そこで、インド、南アの事例と対照しながら、いま一度、ケニアの選挙制度との関連の中でこの事態を見直してみると、別の側面が浮かび上がってくる。

インドでは、小選挙区制によって国会議員を選ぶ仕組みが採用されている。小選挙区制のもとでは、各国会議員への選挙民の支持は政党への支持とは区別して尊重されなければいけない側面もあり、当選時の所属政党の党籍を喪失しただけで議員の議席を剥奪することは、むしろ

選挙民の意思が国政に反映される程度を悪化させるという見解があることは第 3 節で指摘したとおりである。さらに、インドの場合は党籍を喪失した場合に加え、党議拘束に反する投票をした場合、そして採決を棄権しただけでも離党規制の適用を受けて議席を喪失する。こうした規定は、議員の言論の自由をも損ないかねないものであり、党議拘束のまとめ役である各党の院内幹事に過大な権力を付することと同じとの見解も成立する [Kashyap 1988]。一方、比例代表制を採用する南アでは、基本的には所属政党の党議に従っての行動を議員に選挙民が仮託する制度がとられているにもかかわらず、党籍変更可能枠が導入されたことで制度的な矛盾が発生し、選挙民の意思のより良い反映が阻害される可能性が指摘されてきた。南アでは、党籍変更が多発する現実を前に、2003年頃から再び小選挙区制採用の可能性について検討が始まっているという [Spieß and Pehl 2004, 214]。インドでは1970年代に比例代表制を採用することが検討されたが、そこには厳格な離党規制によって政党への帰属をより重視する他の制度との平仄をとるため、選挙制度のほうを比例代表制に変革しようとの関心が見いだされたという [Singh 1992]。2003年のインドでは、逆に小選挙区制には手つかずのまま、残された党籍変更可能枠の撤廃が検討されるに至っており、選挙制度との矛盾の拡大が懸念されている [Spieß and Pehl 2004, 205]

ひるがえって、インドと同じ小選挙区を採用するケニアでは、KANU 一党優位体制の終焉に伴って、離党規制の廃止があったとしても、何らかの党籍変更可能枠が制定されたのではなく、別の形で議員の事実上の「党籍変更」が可能に

なった。1議員が定着させた「手続的残存」がその方法であった。インド、南アの事例を通してこれを見るとき、離党規制自体は残存させつつ事実上の「党籍変更」可能枠が機能するという状況には、2つの利点が指摘できることが分かる^(注52)。第1は、それがケニアの選挙制度と政党重視の制度との矛盾をある程度解消するという側面である。ケニアは小選挙区制を独立以来採用し、選挙民の代表として選挙区ごとにとひとりの代表を選挙民が投票で選ぶという仕組みを維持、定着させてきた。これと、大統領にさえ政党の公認を受けた国会議員としての地位を持つことを義務づけ、国会最大勢力の政党を与党とするという(注3を参照)、いわば政党重視のシステムとは、必ずしも調和しない。選挙区代表である国会議員に、ある程度の自由が許されたほうが、より選挙民の意思が国政に反映されやすいという考え方もできるのである[Spieß and Pehl 2004, 214-215]。この考え方に寄り添えば、ケニアの「手続的残存」については、制度そのものへの変更のないまま、そうした自由を議員に与える作用を引き受けているとの積極的評価が可能である^(注53)。

第2に指摘できるのは、「手続的残存」が増える一方で、党籍変更可能枠のない離党規制自体は文言上温存されている、という現行のケニアの状況が、キバキ-NARC政権の安定化政権自体の評価は別として^(注54) をもたらしてきたという点である。厳格な離党規制が一般的に既存政権の安定性を向上させてきたことはシュピースとペール、カシャップ、マツルイらがそろって指摘してきたことである。現在のケニアで、すでに事実上分裂しているNARCが与党の地位を維持し、またそのNARCの公認

を受けて大統領選挙に当選しているキバキを頂点とするキバキ-NARC政権が延命しているおよそ唯一の理由は、NARCからの党籍離脱を抑止してきた離党規制の存在であり、所属政党にとらわれない自由な議員の意見表明を可能にしている「手続的残存」だとみてよい。もし離党規制がなかったとしたら、NARCからの大量の党籍離脱が独立前夜の時期のように発生し、KANUを組み込んだ政党協力関係の組み替えが起こる可能性は高い。そうなれば大統領(キバキ)とその派閥(中核はDPに所属するNARC議員)の国会少数派への転落という独立以来初めての事態の出現、内閣不信任案決議の提出や、対抗策としての大統領による国会解散の動きなど、国政は今以上に暗礁に乗り上げることが予想される。せっかくの2002年の政権交代後にそのような事態に陥れば、それはケニアの「民主化」の根幹を支える、5年おきの複数政党制選挙の意義をも低下させかねない。

1960年代に野党弾圧装置として導入され、その機能を果たしてきた離党規制は、今日では複数政党制のあり方や帰結としての政党システムを規定する屋台骨としての機能を果たすに至っている。シュピースとペールが指摘するように、離党規制は、第1に党派性と権力抗争の産物ではある。しかし、本稿で取り上げたケニアの事例から浮かび上がるのは、離党規制が政治エリート単なる操作の対象としてのみあるのではなく、逆に離党規制の存在がエリートの手を離れてひとり歩きし、政治エリートの行動のみならず政治体制全体をも規定する側面を合わせ持つ姿であった。加えて、「民主化」後の政治体制が、複数政党制化、秘密投票制度の復活などの直接的な法制度改革のみならず、「民主化」

とはまったく関係のない文脈で歴史的に成立してきた法制度によって実は大きく規定されることがある、という重要な示唆も得られたといえよう。

またその一方で、制度の側もまた、政党システムや政治エリート間の権力抗争の文脈の中で、制度の形自体は不変でありつつも、その機能を大きく転換させてきた。離党規制をめぐるケニアの政治史を跡づける作業から浮かび上がってきたのは、制度と実態の関係のもつ2面性と、両者の密接な相互作用であった。制度の検討の重要性を示しつつも、同時に制度のみの検討では把握の難しい領域があることが、本稿の取り上げたケニアの離党規制と複数政党制の変わりゆく姿によって明示的に示されたといえるだろう。

(注1) NARC を結成した主要勢力のひとつである NAK は、2002年9月に当時の国会第2党であったケニア民主党 (Democratic Party of Kenya, DP。党首は後に大統領となる M. キバキ [Mwai Kibaki]) と、同じく第4党の民主主義復興フォーラム-ケニア (Forum for Restoration of Democracy-Kenya, FORD-ケニア)、そして第5党の社会民主党 (Social Democratic Party, SDP) の有力3野党によって結成された選挙協力組織である (SDP については第 節で詳述する)。NAK と NARC 結成の経緯については津田 (2003a) を参照されたい。また、もうひとつの NARC 主要勢力であった KANU 離党組は、後に自由民主主義党 [Liberal Democratic Party, LDP] を結成することになる。その経緯についても津田 (2003a) で触れたので参照されたい。

(注2) 大統領のキバキは、NARC を構成する1政党である DP 党首でもある。NARC の統一候補を、傘下の政党の公認でなく、NARC 公認という形で立候補させる方式がとられたことについては、第 節で述べる。

(注3) ケニアの執政府 - 議会関係は、大統領制と議院内閣制の複合 [Hornsby 1989, 275-279] である。ケニアでは、直接選挙で選ばれた大統領が、国会議員の中から閣僚を任命して内閣を組織する。大統領がその当選要件として、国会議員の議席を有している必要がある点が特徴である。国会議員選挙と大統領選挙は5年おきに同日選挙の形で行われる。大統領は国会の解散権を持ち、国会は内閣不信任決議権を持つ。独立から1990年代後半までは、閣僚は全て与党 (国会最大勢力の政党) だった KANU 国会議員の中から任命されていたが、1998年以後は野党 (国会第2党以下の勢力を持つ政党) 議員も閣僚に任命される例が頻発するようになった [たとえば、津田 2001b を参照]。憲法には連立政権についての明示の規定はなく、国会の議席数に基づいて与野党を定める仕組みと、直接選挙で選ばれた大統領が自らの所属政党に必ずしも縛られずに内閣を組織する仕組みの並存に起因する齟齬が、とくに近年観察されるようになっている。キバキの場合は、基本的に NARC 国会議員を (必ずしも DP にも所属する議員に限定することなく) 閣僚に指名してきた。以上を考慮して本稿では、政権を記述するとき、大統領名と与党名をハイフンでつなぎ、「キバキ-NARC 政権」などのように表記することとする。なお、キバキによる組閣人事の特徴については、津田 (2004) で触れたので参照されたい。

(注4) 1990年代の複数政党制化後の KANU 一党優位体制の成立については、例えば Throup and Hornsby (1998, chapter 11), 津田 (2001a) を参照。またアフリカ諸国における一党優位体制の成立についてはロッジ (1998) が参考になる。

(注5) 本稿では遠藤 (2005) の定義づけに倣い、「政治変動とその帰結として現存する政治体制について民主主義体制とみることについて一定の留保を付けて理解する必要がある」場合、民主化にカギ括弧を付けて、「政治体制変動の『方向性』をさすにとどめる」こととする。カギ括弧を付さずに民主化と表記する場合は、「複数政党制のもとで自由で公正な選挙が定期的に行われる制度、並びに三権分立の実質的に確立している政治体制という意味での最小綱領的な民主主義を実現する過程」を示すものとする。こうした書

き分けは、アフリカで成立してきた体制を民主主義に分類しうるか自体が活発な論争の対象となってきたことを背景とする（遠藤 2004 で詳細に紹介されている）。本稿の射程を超えるためここではその議論にはこれ以上立ち入らないが、ケニアで1990年代の複数政党制化以来続いてきた政治体制の変動についても、本稿ではカギ括弧を付して「民主化」と表記することとする。

（注6）インドは、1950年から成人普通選挙、複数政党制による議会制民主主義をとり、定期的な競争的選挙を維持してきた。連邦下院（Lok Sabha）と州議会（Vidhan Sabha）はケニアと同じ小選挙区制をとるが、ともに政党の公認候補の他、無所属候補の立候補が許されている。ただし、当選率は政党の公認を受けた候補の方が高い傾向にある。この点については Spieß and Pehl (2004, 201) を参照されたい。なお、インドの連邦上院（Rajya Sabha。英語で Council of States）では州議会議員による間接選挙方式が採用されている（<http://www.indian-elections.com/electoralsystem/reservationofseats.html>）。

（注7）実際にも党籍変更の頻度は高く、1967年から1972年までの5年間だけで、連邦下院議員（通算4000人）のうち延べ2000人が党籍を変更したほか、州議会でも議員の約半数が党籍を変更した [Kashyap 1989, 10]。

（注8）また、無所属の選出議員の場合は政党に入党すると議席喪失となり、無所属の任命議員の場合は、任命後6カ月を越えると政党への入党で議席を喪失するとされた。なお、法案の段階では、議会外行動を理由とする場合のみ政党から除名された議員も議席を喪失するとされたが、下院審議の過程でその部分は削除され、除名処分による党籍喪失は議席喪失の対象外となった [Kashyap 1989, 11]。

（注9）離党規制を定めた第52回改正憲法付表10によれば、(1) 所属していた政党が分裂し、新たにグループを結成してその一員となった旨を議員が申告し、加えて(2) そのグループ員となった議員の人数が元の政党が有していた議員数の3分の1以上に達するとき、国会（あるいは州議会）議長はそれを単なる党籍離脱でなく、政党の分裂と認定し、離脱者は議席を喪

失しない。この他、(3) 議会政党が別の議会政党と合併した際も、両政党の議員は議席を喪失しない。(4) 政党の他党との合併に賛同しない議員が合併後の新政党に入党しなかった場合もその議員は議席を喪失しない。また、(5) 無所属の任命議員の場合は、任命後6カ月以内なら議席を喪失することなく政党に入党することができる、とされている。なお、いずれの場合においても、議席を喪失するか否かの最終決定は司法判断ではなく、連邦下院議長（州議会の場合は各州の州議会議長）が行うとされる [Kashyap 1989, 11-13]。

（注10）南アの拘束名簿式比例代表制では、ドループ法で算出された当選基数に従って各政党への配分議席を決め、剰余議席は最大剰余法によって各政党に配分される。政党ごとの得票率が議席配分により良く反映されるねらいで制定された制度であり、弱小政党が議席配分を得やすく、死票が少ない特徴を持つ。1993年制定の暫定憲法は、さらに5パーセント以上得票のある政党に議席数に応じた数の閣僚を出して連立政権に参加する権利を与えていた。この結果成立したのが国民統合政府（Government of National Unity, GNU）であった。なおこの「5パーセント制度」は1996年制定の新憲法で廃止されている [牧野 1999]。無所属の候補が認められているのは比例代表制と小選挙区制をあわせて採用している地方議会選挙レベルに限られている [林 1999, 146-150; Spieß and Pehl 2004, 207]。

（注11）1994年と99年の国民議会選挙によるANCの獲得議席数は、国民議会400議席中それぞれ252、266であった。1999年国民議会選挙においては、野党側では民主党（Democratic Party, 以下、南アDP）、インカタ自由党（Inkatha Freedom Party, IFP）、新国民党（New National Party, NNP）が勢力を分け合うほか、少数政党が林立した。またIFPはクワズールー＝ナタール州に、南アDPとNNPは西ケープ州にそれぞれの支持基盤を有することが明らかになった [牧野 1999]。

（注12）1999年総選挙後の組閣でANCは、まず国民議会でIFPと連立を組んだ。一方2つの州議会ではANCは過半数がとれず、有力野党との連立を模索することになった。西ケープ州では、ANCは第1党だったものの過半数に届かず、NNPとの連立を企て

たが失敗、NNP は南アDP と連立政権を発足させた。2000年に行われた地方議会議員選挙では、南アDP と NNP は民主連合 (Democratic Alliance, DA) を結成、統一の立候補者名簿で選挙に臨んだ。クワズールー = ナタール州では1999年総選挙での第1党 IFP が、ANC と組んで連立政権を発足させた。しかしこれらの連立は程なく組み替えられた。2001年11月に NNP が DA を離脱、今度は ANC との協力関係構築を模索し始めたのである。このため、ANC にとっては、NNP 議員を取り込められれば、国民議会において単独で憲法改正が可能な3分の2の議席の獲得に成功できるほか、問題の西ケープ州とクワズールー = ナタール州でも過半議席の獲得となる情勢になっていた [Lodge 2002, 154-155]

(注13) この党籍変更可能枠を制定する法改正は、2002年6月から10月にかけての憲法改正および関連諸法の改正が、DA、NNP、そしてANCの議員が超党派的に協力することで成立した。これは、ANCと、DA主力の南アDP、NNPが、1999年総選挙のあと様々な形で政党間の協力を模索し、多数派工作を続けてきた動き(注12を参照)の延長線上に位置づけることができる。

(注14)「定められた期間」とは、選挙後2年目の15日間(第1次党籍変更可能枠)と選挙後4年目の15日間(第2次党籍変更可能枠)である。これに加え、(1)第2次党籍変更可能枠では、少なくとも当該政党の議員数の10パーセント以上が党を離脱すること、(2)離脱後は何らかの政党に入党すること(無所属議員は認められない)、(3)議員ひとりが議席喪失なく党籍を変更できるのは任期中1回までとすることが、議席保持の条件とされた [Republic of South Africa 2002a; 2002b; 2002c; 2002d; 2002e]

(注15) この他、2000年選挙がDAの作成した名簿で行われていた地方議会レベルでは、DA名簿で当選していた612名のNNP地方議会議員のうち340名がDAを離脱、NNPに再入党した。これにより西ケープ州のケープタウン議会での最大勢力は、ANCとNNPの連立になった。西ケープ州議会レベルでもNNPから4名がANCに入党したため、ANCが過半数を獲得した。[Spieß and Pehl 2004, 213]

(注16)「マジンボイズム」は、連邦制などを意味する言葉としてケニアで使用される用語であり、「地域」をあらわすスワヒリ語(jimbo)の複数形に「主義」を表す英語の語尾をつけた合成語である。ケニアで「マジンボ」と呼ばれる政治制度が成立したのはこの1963年の独立時だった。当時の憲法は、財政・治安に関する権限を全国の8つの地域(Region リージョン)に帰属させたり(リージョン制)、地域別割当議席のみで構成される上院を設置するなど、連邦制に基づくものであった。この体制はすぐに破棄され、1960年代末にかけて中央集権化が一気に進められたのであるが、マジンボイズムは、90年代以降、複数政党制化がなされたことで、民族浄化的な煽動演説などによって自らの再選可能性を向上させようと目論む一部の与野党政治エリートにより、再び頻繁に言及されるようになってきている。マジンボイズムについては、津田(2003c)でも述べたので、参照されたい。

(注17) APPの政党登録の消滅は1963年9月16日付け官報に掲載されている。

(注18) 下院議席数は、「特別選出議員(specially elected members)」12名(うち11名がKANU、1名がKADU議員)を含む [Sanger and Nottingham 1964, 33-36] (特別選出議員の選出方法については、表1の注2を参照されたい)。

(注19) ケニヤッタが精力的にマサイ人、サンプル人の長老グループと会談を行った結果、長老グループが3名に党籍離脱を勧告あるいは指示したと見られている [Mazrui 1969, 133]

(注20) *East African Standard*. (1964 Nov. 11) Mazrui (1969, 132) から再引用。

(注21) この時期のケニアの事実上の一党制化については、Hornsby (1989, 276), Gertzel (1970, 34) も参照されたい。

(注22) 1964年の大統領制の導入により、議院内閣制時代は終了し、以後ケニアの執政府 - 議会関係は、大統領制と議院内閣制の複合(注1を参照)になった。新たな国家元首は大統領とされ、首相だったケニヤッタが選挙などの手続きを経ずに就任、ケニヤッタを大統領(KANU国会議員でもある)としKANUを与党とするケニヤッタ-KANU政権が誕生したのだった。

なお、大統領選挙への直接選挙制度の導入は、1968年7月の第10回憲法改正で行われた。

(注23) 具体的には、1964年の第1回憲法改正では大統領制が導入され、同年12月の第2回憲法改正では、マジンボイズムに基づいて定められていたリージョン政府の徴税権と各地方議会への管轄権が廃止された [Blaustein and Flanz 1988,] さらにリージョンの政治的最高責任者の名称はリージョン総裁 (President) でなくリージョン代表 (Chairman) と改められ、リージョン議会に与えられていた境界画定権が国会に移されたほか、リージョンに認められていた歳入を得る権利はすべて廃止され、中央政府からの交付金に100パーセント依存することになった。1965年6月の第3回憲法改正では、マジンボイズムに関する憲法改正の定足数が他の憲法改正と同じ定足数にされた上で、憲法改正の定足数自体が75パーセントから65パーセントに削減された。またリージョンという名称自体が廃止され現行の名称である州 (province) とされたのもこのときの改正であった [Okoth-Ogendo 1972, 18-21] 国会ではその後も KANU の圧倒的な数的優位を背景に、大統領への裁判無しの勾留命令権付与 (公共治安維持法改正)、大統領への戒厳令布告権付与 (第6回憲法改正)、上院の廃止による1院制移行と現職議員任期の2年延長 (第7回憲法改正。以上いずれも1966年) と矢継ぎ早に中央集権化のための法律制定、憲法改正が積み上げられていった。憲法改正による中央集権化については、津田 (1993a) でも述べたので参照されたい。

(注24) 1966年3月のKANU党規約改正によって、党副総裁1人制 (改正前の副総裁はオディンガ) が廃止され、州ごとに副総裁をおく党副総裁8人制に移行したほか、オディンガを含め急進派全員が党執行部からはずされた。

(注25) KPUに入党した下院議員20名のうち1名は、選挙区選出議員でなく、特別選出議員であった。特別選出議員については表1の注を参照。

(注26) 1968年の憲法改正によって特別選出議員 (表1の注を参照) の議席枠は変更され、大統領が指名する大統領指名議員 (nominated members) となった。これを受けて、大統領指名議員も離党規制の対

象に含むため、合わせて関連の憲法条項が改正され、「政党の党员として、または政党の支持者 (supporter) として指名を受けた大統領指名議員 (最大12名) も離党規制の対象となる」旨が盛り込まれた。

(注27) 具体的には、まず1968年3月、改正地方議会法が制定され、その中で地方議会選挙における無所属候補の立候補が禁じられた。同年7月の憲法改正で、国会議員についても無所属の立候補を禁じる条項が新しく挿入された [Ghai and MacAuslan 1970, 317] なお、ケニアの場合、議員の議席喪失によって空席が発生した場合は、次の総選挙実施まで待つことなく、本文でも述べるように随時補欠選挙が実施されてきた。

(注28) KPU議員の議席喪失は、1966年4月29日午後の国会閉会時であった。この前日、まだ法案が審議中だった段階で離党規制の憲法改正法案が読み上げられると KPU 議員のうち13名が直ちに KANU への再入党の意向を表明、ケニヤッタもこれを歓迎すると述べる一幕もあった。13名は憲法改正法案の採決では賛成に回りさえしたが、結局、KANUからの離脱を理由に議席を喪失した [Mazrui 1969, 139; Okoth-Ogendo 1972, 25]

(注29) ただし、1969年以後、1982年から91年のKANU一党制期 (本文で後述する) も含め、ほぼ5年おきに計5回の総選挙が開催され、大統領選挙は立候補者がKANU公認候補ひとりの状態だったため投票に至らなかったものの、国会議員選挙および地方議会議員選挙においては例外的な選挙区を除いてKANUから複数の立候補者が出馬し、その範囲で競争的な選挙が実施された。

(注30) 1970年代には、KANUはその内部に、第1には経済政策の改善などを提唱して主流派に反旗を翻したいいわゆる「リフトバレーグループ (Rift Valley Opposition)」問題、第2にはケニヤッタ大統領の健康状態の悪化につれて先鋭化した「憲法改正派 (Change the Constitution Group)」問題という深刻な党内派閥抗争を抱えていた。「リフトバレーグループ」についてくわしくはWidner (1992, 106) を参照されたい。また、「憲法改正派」問題については津田 (2003b) で述べたので参照されたい。いずれもKANUからの離脱や新党結成の動きに結びつくこ

とがなかったのは本文で指摘したとおりであるが、その背景には1960年代に離党規制導入などの形をとって断行された KPU への徹底的な弾圧があったことは容易に指摘できるだろう。

(注31) ここでいう「事実上の秘密投票の廃止」とは、(1) 国政選挙における KANU の公認候補決定のための予備選挙で、各投票所において立候補者の顔写真の前に有権者が整列して選挙管理委員会がその人数を数えるという悪名高い行列方式 (Mlolongo) が 1986年の KANU 年次党大会で採用されたこと、これに加え、(2) この行列方式による予備選挙で、有効投票の70パーセント以上を獲得した候補は、国会議員選挙での投票を経ずに当選するよう選挙制度が変更されたことを指す。

(注32) 具体的には、例えばかつての「リフトパレーグループ」のメンバー。「リフトパレーグループ」については、注30を参照。

(注33) 除名処分に関しては、これに先立ち、恣意的な運用を容易にするような制度変更が行われていた。具体的には、1986年に「KANU 中央党紀委員会 (National Disciplinary Committee)」が KANU 党組織のひとつとして新設され、「大統領を軽視するようなあらゆる振る舞い、KANU の見解に相違するようなあらゆる振る舞いを行った者」に対し、除名を含む処分を行う権限が付与された [Widner 1992, 166-137]。党紀委員会は党内の反対にあってすぐに解散されたものの、今度は除名処分権が KANU の地方レベルの支部 (県支部とその下の選挙区支部から成る) に付与された。地方レベルの支部における執行委員選定は、大統領と大統領府の意向に強い影響を受ける体制になっており、除名処分の決定は結局のところ大統領の恣意のもとにあり続けた。

(注34) たとえば選挙管理委員会もケニヤッタ-KANU 政権期の憲法改正 (1974年) によってすでに委員全員の任免権が大統領に付されており、国政選挙の運営における中立性は望めなかった。

(注35) ケニアの「民主化」運動は、主として複数政党制化を求める運動として展開した。運動を初期から先導したのはマティバ、ルビアの2名であり、1991年には、オディンガが KANU に対抗するべく政治団

体「民主主義復興フォーラム (Forum for Restoration of Democracy, FORD)」を結成し、複数政党制化要求に加わった。ドナー諸国の圧力が加わったことを直接のきっかけとして、憲法の KANU 一党制条項が廃止されケニアは正式に複数政党制に復帰した。ケニアの「民主化」運動と複数政党制復帰については津田 (1993c) で触れたので参照されたい。

(注36) 1990年代の複数政党制選挙の結果と一党制時代の法制度の残存について詳しくは、津田 (2001a) を参照されたい。

(注37) 1995年にナイロビ選出の FORD-アシリ国会議員 (スタレへ選挙区) が離党して議席を喪失したケースはやや例外的であった。1994年8月にまず FORD-アシリ国会議員の K. キモノ (Kiruhi Kimono) が KANU に移籍、議席を喪失した。同年10月に開催された補欠選挙ではキモノは KANU 公認を得ることはできず、KANU からは別の候補が立った。当選したのは後に引退により議席を喪失する元ナイロビ市長で FORD-アシリの S. ムワンギ (Steve Mwangi) であった。つまり FORD-アシリはいったんは議席を維持することに成功したものの、長くは続かず、16カ月後の1996年2月にムワンギの政界引退と FORD-アシリ離党により再び議席を失ったのである。4月に開かれた補欠選挙は4パーセントという記録的低得票率の中でおこなわれ、得票わずか1946票で KANU 候補が当選、FORD-アシリからは、スタレへ選挙区のカリスマであり「民主化」運動を率いて投獄されたルビアの実の息子が出馬したが得票1365で落選となった。2つの補欠選挙結果を総合すれば、1992年国会議員選挙時のスタレへ議席を FORD-アシリは失い、KANU が獲得したという結果になったのだった。

(注38) ちなみに、このライラの再選は、まもなく開かれた1997年の国会議員選挙における NDP のニャンザ州の席捲への導火線となった。1997年選挙による国会第3党は NDP である。ライラと NDP については、津田 (2001b) も参照されたい。

(注39) なお、1996年末に、州知事を歴任してきた M. ハジ (Mohamed Yusuf Haji) ら KANU 党員2名が、「党规約に反して1988年以来1度も党中央執行委員選挙が開催されていない」として公然と不服申し立

てをする事態が起こった。ハジらは、21日以内の選挙実施請求を高等裁判所に提出、当時の中央執行部を「不法」とさえ評価した。これに対しモイ（自身が「不法」とされた当のKANU中央執行委員長でもある）は「KANU除名処分の復活もあり得る」と述べて、怒りを顕わにしたが、除名処分はついに復活されることはなかった。

（注40）なお、離党規制の法制度を構成する柱のひとつ、無所属立候補の禁止については、複数政党制復帰後、野党側から「民主的でない」として無所属の立候補を可能にする法改正が求められてきた[Post Election Action Programme 1992, 219; LSK, KHRC and ICJ n.d., 26-27, 29]。モイ-KANU政権末期にはその路線で与野党合意が成立、無所属を許容する旨を盛り込んだ新憲法草案が作成された[NCC 2004]が、キバキ-NARC政権成立で事態が一変し、新憲法制定プロセス自体が頓挫している。

（注41）この包括的な法制度改革は、1997年総選挙実施のひと月前に1997年総選挙でその実効性を持たせたくないKANUの遅延工作の結果として成立した。事実上野党勢力の弾圧装置となってきた、集会、結社、移動の自由を制限を加える機能を果たしてきた行政チーフ権限法、公共治安維持法、関連の憲法条項などが廃止・改正されたほか、選挙管理委員会の半数は野党側の作成した名簿のまま任命されることになった。また12名の大統領指名議員枠については、国会の議席配分割合に即して各党に指名用議席枠が与えられ、各党が指名者のリストを大統領に提出する。大統領の役割は単にそれらリストの承認のみとなった。詳細は津田（2001a）を参照されたい。

（注42）なお2002年の国会議員選挙では、ニャンザ州議席21のうち19をNDPが独占、残る2議席はFORD-ケニア残留組が獲得し、元SDP議員の多数派が参加したNARCは1議席もとることができなかった。

（注43）3名は、ムワラ(Mwala)選挙区のM.カトゥク(Mutua Katuku)、マチャコス・タウン(Machakos Town)選挙区のO.キクユ(Onesmus Kikuyu)、ムティト(Mutiito)選挙区のM.キトンガ(Muthusi Kitonga)。いずれもモンギルと同じ東部州出身。

（注44）なお、1992年からの補欠選挙の時代に、国

会第2党だったDPでは、N.カルメ(Njenga Karume, キクユ人)が、当時深刻であった選挙関連紛争(いわゆるエスニック・クラッシュ)をカレンジン人とキクユ人長老の話し合いという形で調停しようとしたモイ(エスニックな帰属はカレンジン)の意向に添う形で、キクユ人側のカウンターパートとしてKANUと協同(カルメのエスニックな帰属はキクユ)、各種会合を繰り返し主催しつつも、DP国会議員としての地位を保ち続けた。カルメの行動は必ずしもDPの方針に反旗を翻すものとはいえなかった。しかし後に、KANUが少数派に転落した2002年総選挙に際し、残党となったモイ派KANUの公認をカルメはあえて受け、KANU国会議員となっている。こうした道のりから見ると、カルメのDP時代の行動は、その後の「手続的残存」の草分けであったと評価できるかもしれない。

（注45）SDPはその後、2002年にはいると野党側の選挙協力組織NAKへの参加についての意見相違、大統領候補の絞り込みの難航によって、ついに二重に執行委員会が立つ状態となった。2002年6月には、NAKへの参加を主張し、1997年からのSDP国会議員B.ムゴ(Beth Mugo)の大統領選挙候補としての公認を容認するSDP多数派から、「オレンゴはSDP党首でない」とする意見表明が行われた。オレンゴは、「SDP党首に就任した時点でSDP公認で大統領選挙に出馬する話し合いになっていた」としてNAKへの参加に難色を示した(NAKは大統領選挙の統一候補をキバキと決めていた)。オレンゴをSDPに引き入れた政治局書記長ンジョンジョは、オレンゴの擁護にまわった。2002年7月にSDP多数派は記者会見を開き、NAKへの加盟を「正式に」発表したが、オレンゴとンジョンジョはこの会見を欠席した。SDP執行委員会が二重になった問題は結局裁判闘争にもちこまれ、オレンゴ、ンジョンジョ側が勝訴した。ただし、オレンゴは2002年大統領選挙に出馬したが落選、地元での国会議員選挙でもNARC候補に敗れた。SDPは2002年以後国会議席ゼロの状態が続いている。

（注46）4名の構成は、SDP議員2名 ガタンガ(Gatanga)選挙区のD.ムラゼ(David Murathe)とジュジャ(Juja)選挙区のS.ンディチヨ(Stephen Ndicho)、サフィナ(SAFINA)議員1名 キハル

(Kiharu) 選挙区のN. カリウキ (Ngenye Kariuki),
そして民主主義復興フォーラム・ピープル (Forum for
Restoration of Democracy for the People) 議員 1 名
マジオヤ (Mathioya) 選挙区のM. ンジャクウェ
(Maina Njakwe) である。4 名はいずれも中央州出身。
この時点で KANU 公認が見込まれていた大統領候補
は、ケニヤッタの実の息子 (この人物が結局2002年の
KANU 党大会で公認を受けるに至った) であり、4
名と同じ中央州出身であった。

(注47) キルワが KANU の内部批判を開始したのは、
1996年と他に比較して早期だった。ただし、1997年総
選挙直前というタイミングで始まったこの内部批判に
対し、当時のモイ政権はキルワへの懐柔策に徹し、懐
柔はいったん成功した (キルワとモイは和解、キルワ
は1997年選挙後の組閣で弱冠37歳でありながらに農業
省副大臣に抜擢された)。しかし、この和解は短命に
終わった。キルワは程なく執行部批判を再開し、重要
な法案採決で野党と共同歩調をとるようになった。モ
イは抜擢からわずか5カ月でキルワ副大臣を罷免して
いる (1998年5月27日)。1997年総選挙前の段階での
キルワによる内部批判とそれへの対応については津田
(1996) を参照されたい。

(注48) なお、NARC の政党登録は、新規になされ
たのではなかった。まず、SDP の内部抗争の結果、
党首ンギルが設立し政党登録を終えていた NPK の政
党名称を変更する方法で、野党連合の NAK が政党登
録を行った。この NAK の政党名称を再び変更する形
で、NARC が政党登録された。ゆえにンギルは、キ
バキ (DP は NARC とは別個に政党登録を維持して
いる) やライラ (LDP もまた NARC とは別個に政党
登録を維持している) とは異なり、NARC 以外に所
属する政党を持たない状況となっている。

(注49) 俎上にのぼったのはケニア健康保険基金法
案 (National Social Health Insurance Fund [NSHIF]
Bill) である。国民の医療費負担の軽減に資するため
に保健省が提出していたものであり、主旨は NARC
の公約に即していた。しかし莫大な財政基盤を必要と
するため世界銀行をはじめとするドナーが導入に難色
を示した。これに大統領、副大統領、大蔵大臣が同調
したのが先送りの原因と見られている。

(注50) The Constitution of Kenya Review (Amend-
ment) Bill, 2004。いわゆる「コンセンサス法案」。
2004年6月28日国会提出。新憲法の制定は、本文で触
れたように NARC が公約の主柱のひとつに掲げたも
のであった。なお、憲法改正問題にかかわる1997年か
ら2000年末までの状況については津田 (2000c) を参
照されたい。

(注51) なお、2004年3月頃からキバキは、NARC
は独立した政党のアンブレラ組織ではなく、参加政党
の合併による政党組織になるべきだとの見解を表明す
るようになった。キバキが党首として率いてきた DP
は NARC 結成の主翼をなしたが、2002年総選挙後の
第9国会における実質ベースの議席数 (本文で見たよ
うに公認政党は全員 NARC) は20程度にすぎず、DP
は NARC (133議席, 60パーセント) の傘を外れてし
まうと野党第1党の KANU (68議席, 30パーセント)
にも満たない少数政党である。キバキにとって、
NARC の政党としての組織強化は、自分の実質的に
所属する DP の少数性を覆い隠す、簡便な多数派工作
と見ることができる。またンギルにとっても NARC
以外に所属しうる政党がないことは注48でみたとおり
である。キバキ-NARC 政権の中核には、NARC 存続
に重きを置かざるを得ない勢力があるのであり、この
こともまた、キバキ-NARC 政権延命の背景として指
摘することができる。

(注52) 本文中であげる2点の他、(1) インド、南
アのケースで指摘されたような国会議長が恣意的に議
席喪失の決定をすることによる国会議長への過度な権
力付与が、「手続的残存」によって回避されていること、
(2) インド、南アのケースと違い、これまでのと
ころ少数政党に偏った政党の弱体化や逆に有力政党へ
の一極集中のどちらもケニアでは発生していないこと
もまた、積極的評価の範疇に入れることができるかも
しれない。

(注53) もちろん、そうした制度枠組みが存在する
ことで必ず選挙民と国会議員の間の垂直的なアカウン
タビリティの存在が保証されるものではない。残念な
がらその実態をつかみ取る作業は本稿の範囲を超えて
おり、重要なテーマではあるが、別稿に譲ることとし
たい。

(注54) 改めて述べるまでもなく、NARC 政権の安定化は、NARC 公約でもあり NARC 候補に 1 票を投じた選挙民の多くが期待したのであろう、貧困の解消、汚職撲滅、民主的新憲法制定という政策実施面での貢献にはほとんど結びついていない。法案審議の迷走、閣僚ポスト配分をめぐる権力抗争を前に、KANU 政権の打倒の期待をこめて NARC に投票し、NARC 政権成立に沸き返った国民の間には早くも 2003 年の段階で深刻なアパシーがひろがり始めた(津田 2004)。ケニア最大のサーキュレーションを誇る日刊紙ネーションの人気コラムニストは、こうした事態について、NAK, LDP, KANU を問わず、大統領を含む全国会議員を「政治家階級 (Political Class)」と名付け、ケニアの「貧しい大衆 (The Poor)」から自らを切り離し、権力抗争と再選のための多数派工作に明け暮れているとして、激しい批判を展開した [たとえば Ngunyi 2004]。

文献リスト

<日本語文献>

- 井上恭子 1997. 「(特集 アジア諸国の選挙制度) インド 注目される選挙委員会の役割」『アジアワールド・トレンド』第 26 号 25-26.
- 遠藤貢 2004. 「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」津田みわ編『アフリカ諸国の「民主化」再考』調査研究報告書 アジア経済研究所 9-42.
2005. 「『民主化』から民主化へ? 『民主化』後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって」『アジア経済』46(11-12) 10-38.
- 高根務 2004. 「マラウィとガーナの民主化過程」津田みわ編『アフリカ諸国の「民主化」再考』調査研究報告書 アジア経済研究所 105-125.
- 津田みわ 1991. 「ケニアの閣僚構成 1974-90」『アジア経済』32(8) 88-108.
- 1993a. 「ケニアの民主化と複数政党制 1960～1969 年を中心に」原口武彦編『転換期アフリカの政治経済』研究双書 432 アジア経済研究所 107-130.
- 1993b. 「転換期におけるケニア政治 1960 年の KADU 結成を事例に」小田英郎教授還暦記念論文集刊行会編『アフリカ その政治と文化』慶應通信株式会社 261-292.
- 1993c. 「1992 年ケニア総選挙 複数政党制回復と KANU」『アフリカレポート』17(9 月) 7-10.
1996. 「キルワ発言 つくられた部族「カレンジン」に巣くう内紛」『アフリカレポート』23(9 月) 14-17.
1998. 「ケニア政治史年表」武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』調査研究報告書 アジア経済研究所 197-257.
2000. 「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件 92 年選挙を画期とする変化」武内進一編『現代アフリカの紛争 歴史と主体』研究双書 500 アジア経済研究所 101-182.
- 2001a. 「ケニアの複数政党制化と農村社会」高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』研究双書 513 アジア経済研究所 97-137.
- 2001b. 「2002 年大統領選挙に向かうケニア 連立政権の発足と日本の援助」『アフリカレポート』32(9 月) 50-54.
- 2001c. 「ケニア憲法改正問題の現在 サファリ・パーク合意とガイ調停」『アフリカレポート』32(3 月) 17-21.
2002. 「ケニア政治史資料 (1998～2000 年)」武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争 共同研究会中間成果報告』アジア経済研究所 235-308.
- 2003a. 「2002 年ケニア総選挙 モイの引退と新政権の誕生」『アフリカレポート』36(3 月) 21-26.
- 2003b. 「ケニア 2002 年総選挙による『新』政権の樹立」財団法人国際問題研究所『アフリカにおける議会と行政府』財団法人日本国際問題研究所 89-110.
- 2003c. 「リコニ事件再考 ケニア・コースト州における先住性の政治化と複数政党制選挙」武内進一編『国家・暴力・政治 アジア・アフリカの紛争をめぐって』研究双書 534 アジア経済研究所 219-262.
2004. 「裏切られた期待 政権交代 1 年目のケニア」『アフリカレポート』36(3 月) 22-26.

- 林晃史 1999. 『南部アフリカ政治経済論』研究双書497 アジア経済研究所.
- 牧野久美子 1999. 「(特集2 南アフリカ総選挙) 南アフリカ共和国の第2回全人種参加総選挙 焦点と結果」『アフリカレポート』29(9月)24-29.
- 松田素二 2000. 「日常的民族紛争と超民族化現象 ケニアにおける1997~98年の民族間抗争事件から」武内進一編『現代アフリカの紛争 歴史と主体』研究双書500 アジア経済研究所 55-100.
- 宮本正興・松田素二編 1997. 『新書アフリカ史』講談社.
- ロッジ, トム 1998. 「一党優位政党制と民主政治」佐藤誠編著『南アフリカの政治経済学 ポスト・マンデラとグローバリゼーション』明石書店 61-82.
- < 英語文献 >
- Barkan, Joel D. 1995. " Debate: PR and Southern Africa-Elections in Agrarian Societies. " *Journal of Democracy* 6(4) 106-116.
- Blaustein, Albert P. and Gisbert H. Flanz 1988. *Constitutions of the Countries of the World: Kenya*. New York: Oceana Publications Inc.
- Englund, Harri ed. 2002. *A Democracy of Chameleons: Politics and Culture in The New Malawi*. Stockholm: Nordiska Afrikainstitutet.
- Gehlot, N.S. 1991. " The Anti-Defection Act, 1985 and the Role of the Speaker. " *The Indian Journal Political Science* 52(3) 327-340.
- Gertzel, Cherry 1970. *The Politics of Independent Kenya 1963-8*. Nairobi: East African Publishing House.
- Ghai, Y.P. and J.P.W.B. McAuslan 1970. *Public Law and Political Change in Kenya: A Study of the Legal Framework of Government from Colonial Times to the Present*. Nairobi, London, and New York: Oxford University Press.
- Hornsby, Charles 1989. " The Social Structure of the National Assembly in Kenya, 1963-83. " *The Journal of Modern African Studies* 27(2) 275-296.
- Kanyinga, Karuti 2000. *Re-Distribution from Above: The Politics of Land Rights and Squatting in Coastal Kenya*. Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet.
- Kashyap, Subhash C. 1988. " Party Whips, Parliamentary Privilege and Anti-Defection Law. " *Journal of Parliamentary Information* 34(2) 151-176.
1989. " The Anti-Defection Law: Premises, Provisions and Problems. " *Journal of Parliamentary Information* 35(1) 9-27.
1990. " Legislative Behaviour in India. " *Journal of Parliamentary Information* 36(2) 151-157.
- LSK (Law Society of Kenya) KHRC (Kenya Human Rights Commission) and ICJ (International Commission of Jurists [Kenya Section]) n.d. *Kenya Tuitakayo "The Kenya We Want": Proposal for a Model Constitution*. Nairobi: LSK, KHRC and ICJ.
- Lodge, Tom 1999. *Consolidating Democracy: South Africa's Second Popular Election*. Johannesburg: Witwatersrand University Press.
2002. *Politics in South Africa: From Mandela to Mbeki*. Cape Town: New Africa Books (Pty) Ltd., Indiana: Indiana University Press; Oxford: James Currey Ltd.
- Low, D.A. and Alison Smith 1976. *History of East Africa*. Oxford: Clarendon Press.
- Mazrui, Ali A. 1969. *Violence and Thought: Essays on Social Tensions in Africa*. London: Longmans; Harlow: Green and Co Ltd.
- Myburgh, James 2003. " Floor Crossing Adds New Muscle to ANC. " *Focus* 30 (April) 34-36.
- NCC (National Constitutional Conference) 2004. *The Draft Constitution of Kenya 2004: Adopted by the National Constitutional Conference on 15th March 2004*. n. a.: CKRC (The Constitution of Kenya Review Commission)
- Ngunyi, Mutahi 2004. " Class Interests Betrayed Dream. " *Sunday Nation*. August 22.
- Nohlen, Dieter, Michael Krennerich and Bernhard Thibaut eds. 1999. *Elections in Africa: A Data Handbook*. New York: Oxford University Press.
- Odinga, Oginga 1967. *Not Yet Uhuru: The Auto-biog-*

- raphy of Oginga Odinga*. London: Heinemann Educational Books Ltd.
- Okoth-Ogendo, H. W. O. 1972. "The Politics of Constitutional Change in Kenya since Independence, 1963-69." *African Affairs* 71(282) 9-34.
- Ottaway, Marina 1998. "Africa's 'New Leaders': African Solution or African Problem?" *Current History* 97(619) 209-213.
2003. *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*. Washington, D. C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Post Election Action Programme 1992. *Blue Print for a New Kenya*. Nairobi: Friedrich-Naumann-Stiftung.
- Pottie, David 2001. "Electoral Management and Democratic Governance in Southern Africa." *Politikon* 28(2) 133-155.
- Republic of Kenya 2003. "The National Assembly and Presidential Elections Act Parties' Symbols, etc." *The Kenya Gazette: Nairobi, 20th June, 2003*. Vol.CV (63) 1355-1365.
- Republic of South Africa 2002a. *Constitution of the Republic of South Africa Amendment Act, 20 2002 (No.18 of 2002)* No.850, 20 June 2002.
- 2002b. *Constitution of the Republic of South Africa Second Amendment Act, 2002 (No. 21 of 2002)* No. 852, 20 June 2002.
- 2002c. *Constitution of the Republic of South Africa Amendment Bill (Government Gazette No 2394 of 11 October 2002)*.
- 2002d. *Local Government: Municipal Structures Amendment Act, 2002 (No. 20 of 2002)* No. 851, 20 June 2002.
- 2002e. *Loss or Retention of Membership of national and Provincial Legislatures Act, 2002 (Act No.22, 2002)* 20 June 2002.
- Reynolds, Andrew ed. 1994. *Election '94 South Africa: the Campaigns, Results, and Future Prospects*. New York: Saint Martin's Press.
- Reynolds, Andrew 1998. "Elections in Southern Africa: the Case for Proportionality, a Rebuttal." In *Elections and Conflict management in Africa*. eds. Timothy D. Sisk and Andrew Reynolds, 71-80. Washington: United States Institute of Peace Press.
- Rutten, Marcel, Alamin Mazrui and Francois Grignon eds. 2001. *Out for the Count: The 1997 General Elections and Prospects for Democracy in Kenya*. Kampala: Fountain Publishers.
- Sanger, Clyde and John Nottingham 1964. "The Kenya General Election of 1963." *The Journal of Modern African Studies* 2(1) 1-40.
- Schlemmer, Lawrence 2002. "Coalitions and Floor Crossing: How Will the Voters Respond?" *Focus* 28 (December) 18-20.
- Secretary of State for the Colonies 1963. *Kenya Constitution: Summary of the Proposed Constitution for Internal Self-Government: Presented to Parliament by the Secretary of State for the Colonies by Command of Her Majesty, March 1963*. London: Her Majesty's Stationary Office.
- Singh, K. N. 1992. "Anti-Defection Law and Judicial Review." *Journal of Parliamentary Information* 38 (1) 31-37.
- Sisk, Timothy D. 1995. *Democratization in South Africa: the Elusive Social Contract*. New Jersey: Princeton University Press.
- Sisk, Timothy D. and Andrew Reynolds eds. 1998. *Elections and Conflict Management in Africa*. Washington D.C.: United States Institute of Peace Press.
- Spieß Clemens and Heidelberg Malte Pehl 2004. "Floor Crossing and Nascent Democracies: a Neglected Aspect of Electoral Systems? The Current South African Debate in the Light of the Indian Experience." *Verfassung und Recht in Übersee* 37(2) 195-224.
- The Standard 1988. *The Standard, Kenya 25 Silver Jubilee*. Nairobi: The Standard.
- Throup, David and Charles Hornsby 1998. *Multi-Party Politics in Kenya: The Kenyatta and Moi States*

and the Triumph of the System in the 1992 Election. Oxford: James Currey; Nairobi: E.A.E.P.; Athens: Ohio University Press.

Welsh, David 2001. "Government Shifts on Voting Reform." *Focus* 23 (September)

Widner, Jennifer A. 1992. *The Rise of a Party State in Kenya: From "Harambee!" to "Nyayo!"* California: University of California Press.

< 定期刊行物 >

Economic Review.

Weekly Review.

The Daily Nation.

The Sunday Nation.

The Standard.

The East African Standard.

【付記】本研究の現地調査は、文部科学省科学研究（基盤研究A）「東アフリカ遊牧圏における生活安全網と地域連環の統合的研究」（2003年度～2006年度）費の補助金によって可能となった。

（アジア経済研究所新領域センター，2005年2月21日受付，2005年6月29日レフェリーの審査を経て掲載決定）